

富来義務教育学校基本構想・施設整備基本計画

令和 8 年 9 月
志賀町教育委員会

目 次

はじめに ―これまでの経緯―	1
----------------	---

基本構想

第1章 基本構想

1-1 教育を取り巻く動向	5
1-2 国における教育施策の主な動向	7
1-3 基本コンセプト	
(1) 基本理念・教育目標	10
(2) 身につけさせたい資質・能力	10
(3) 基本方針	11
1-4 学校概要	
(1) 類型	14
(2) 児童・生徒数、学級編制	14
(3) 教育課程の基本的な考え方	14
(4) コンセプトに基づく具体的な取組	16

施設整備基本計画

第2章 上位関連計画の整理	25
---------------	----

第3章 現状及び計画と条件の整理

3-1 富来小学校及び富来中学校の現状	
(1) 富来小学校の現状（令和6年能登半島地震前）	30
(2) 富来中学校の現状（令和6年能登半島地震前）	32
(3) 富来小・富来中学校の現状（令和6年能登半島地震後）	34
3-2 計画及びその周辺の状況	
(1) 計画地の状況	36
(2) 計画地周辺の状況	37
3-3 施設規模に関する条件の整理	
(1) 富来小学校における将来児童数・学級数の想定	40
(2) 富来中学校における将来生徒数・学級数の想定	41
(3) その他前提条件	42
3-4 義務教育学校整備における課題	43

第4章 義務教育学校整備の理念等

4-1 施設整備基本理念	45
4-2 施設整備基本目標	45

第5章 施設規模・導入機能の検討

5-1 施設規模の想定	
(1) 小学校設置基準及び中学校設置基準に基づく想定	47

(2) 義務教育学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令に基づく想定	48
(3) 施設規模の想定	51
5-2 主要な施設要素の考え方	
(1) 校舎	52
(2) 富来地域避難拠点施設（屋内運動場等）	53
5-3 導入諸室等の検討	
(1) 屋内施設	54
(2) 屋外施設	57
5-4 導入諸室の規模の算定	
(1) 主要な諸室規模の基本的考え方	58
(2) 導入諸室の想定規模	60
5-5 動線の考え方	
(1) 校舎内動線	62
(2) 車動線	63
(3) 歩行者動線	63
(4) 避難動線	64
第6章 施設整備基本計画	
6-1 施設整備基本計画	
(1) 施設計画	65
(2) 外構計画	71
(3) 植栽計画	71
(4) 形態・色彩等景観計画	72
(5) 給排水計画	72
(6) 防犯・防災計画	73
(7) 環境配慮計画	73
(8) バリアフリー計画	74
(9) その他設備関連計画	74
6-2 基本計画図	
(1) 基本計画図	75
(2) 施設配置・動線計画図	77
第7章 概算事業費及び整備手法	
7-1 概算事業費等	
(1) 概算事業費	78
(2) 財源等	78
7-2 整備手法	
(1) 整備手法の整理	79
(2) 整備手法の検討	80
第8章 整備スケジュール	
(1) 施設の整備手順	81
(2) 整備スケジュール	81

はじめに ― これまでの経緯 ―

富来地域においては、児童生徒の減少が進み、今後、適正な学校規模の維持は難しくなることが予想され、子どもたちの学習や学校生活への影響のほか、学校行事の縮小、部活動等の制約といった諸問題が懸念されています。

この現状を踏まえ、町教育委員会では、令和4年5月に、地域代表、PTA代表、学校関係者、学識経験者の9名から構成される「富来地域小中学校適正規模・適正配置検討委員会」を設置し、富来地域小中学校における適正規模・適正配置のあり方について諮問させていただきました。

検討委員会では、地域の特色を活かした学校運営や学校統合などの学校配置、学校の小規模化に伴う諸問題への対応など、地域の実情に応じた最適な学校教育のあり方や学校規模について、10回の検討を重ねてきました。そして、諮問事項に対する答申を取りまとめ、令和5年10月25日に町教育委員会に対して答申書の提出がなされました。

答申の要旨としては、以下の点があげられています。

○学校配置

- ・富来小学校と富来中学校を集約し、施設一体型の小中一貫教育学校を開設することが望ましい。

○理由

- ・富来地域の特色を活かした教育環境を整えることができる。
- ・富来小、富来中の結びつきや学校と地域の連携も強く、同じ地域の学校として支える環境や仕組みが整っている。

○期待される効果

- ・小中一貫教育学校とすることで、特色ある教育課程の編成を始め、児童生徒の交流拡大、小中学校教員の連携体制の確保、児童生徒の発達段階に応じた学習指導、生徒指導を行える。

○開校時期

- ・できる限り早期に開校することが望ましい。

町教育委員会では、本答申を受け、富来地域小中一貫教育学校の開設に向けた、基本構想・基本整備計画の作成を進めておりました。しかしながら、令和6年1月1日に発生した能登半島地震により、富来地域の小中学校が甚大な被害を受けたことにより、学校施設整備場所や整備方針、スケジュールを大幅に変更せざるを得ない状況に陥りました。

地震の発生から2年8ヶ月が経過しましたが、その間、整備方針は、「小中一貫教育学校として新しく整備すること」「志賀町復興計画の創造的復興リーディングプロジェクト事業として、富来地域避難拠点施設整備事業と合わせて、富来中学校敷地内に複合型施設として整備を進めること」となりました。

（以下 経過概要）

【富来義務教育学校整備にかかるこれまでの経過概要】

(1) 「施設一体型の小中一貫教育学校開設」の答申

○令和4年5月27日～令和5年9月20日

富来地域の小中学校のあり方について、富来地域小中学校適正規模・適正配置検討委員会を設置し、計10回開催

○令和5年10月25日

富来地域小中学校適正規模・適正配置検討委員会から町教育委員会への答申

○小中学校のあり方

「富来小学校と富来中学校を集約し、施設一体型の小中一貫教育学校を開設することが望ましい。」

(2) 令和6年能登半島地震の被害により、富来小学校（相神）を富来中学校へ移転

○令和6年1月1日 地震により学校施設に甚大な被害が発生

○令和6年1月10日 被災建築物応急危険度判定の資格を有する株式会社山岸建築設計事務所に被災建物の診断を依頼し、富来小学校は危険。また、富来中学校は安全性に問題なしとの判定を受けた。

○令和6年1月25日 富来小学校（相神）を富来中学校へ移転し、学校再開

○令和6年2月19日 文部科学省による被災度区分判定調査の実施

- ・富来小学校（相神） 調査の結果、半壊の基準に該当し改築することが妥当であるとの判定を受けた。
- ・富来中学校 調査の結果、基礎及び上部構造の復旧が必要であるが、安全性に問題なしとの判定を受けた。

(3) 小中一貫教育学校として、新しく整備（新築）

○令和6年8月 町総合教育会議

富来地域の小中学校の今後のあり方について以下のとおり決定

- ・子どもたちの安全・安心な教育環境を早期に確保するため、将来の児童生徒数に見合った適正規模の小中一貫教育学校として、新しく整備する

(4) 新校舎は富来中学校の敷地内に整備

○令和6年9月 第3回志賀町議会定例会

町長が以下のとおり説明

- ・富来小学校（相神）は、グラウンドに仮設住宅が建設されていることなどから、新校舎は富来中学校の敷地内に整備する方針とし、今後、具体的な検討を進める。

(5) 富来地域の復興計画に合わせて、義務教育学校（小中一貫教育学校）を整備

○令和7年2月 令和7年第1回志賀町議会定例会

町長が、創造的復興リーディングプロジェクトに掲げる事業の中で、以下のとおり説明

「富来義務教育学校整備事業」について、富来小学校は能登半島地震で甚大な被害を受け、現在、富来中学校を使用して授業を行っている。児童生徒数の急激な減少に伴い、児童・生徒数に見合った適正な規模の小中一貫校として整備する。

○令和7年4月24日：富来小PTA総会 5月8日：富来中PTA総会

今後の見通しについて説明

富来地域の「避難拠点施設整備事業」及び「富来義務教育学校（小中一貫教育学校）整備事業」の基本計画を進めていく。

(6) 富来中学校周辺基本構想の中で義務教育学校を整備

○令和7年6月11日 議会全員協議会において町長説明

富来中学校周辺の整備計画について、避難拠点施設と義務教育学校・放課後児童クラブからなる複合型の整備方針を提案する。

○令和7年11月27日 議会全員協議会において町長説明

富来中学校周辺の整備について、避難拠点施設と義務教育学校・放課後児童クラブからなる複合型の整備方針として「富来義務教育学校整備基本計画（案）」及び「富来地域避難拠点施設整備基本計画（案）」を提案する

(7) 富来義務教育学校及び富来地域避難拠点施設整備（案）に係る説明会の実施

○令和8年1月27日 第1回保護者説明会の実施

- ・富来義務教育学校整備に係るこれまでの経緯について
- ・義務教育学校について（概要説明）
- ・義務教育学校整備基本計画（案）について

○令和8年2月16日 第1回町民説明会の実施

- ・富来義務教育学校整備に係るこれまでの経緯について
- ・義務教育学校について（概要説明）
- ・義務教育学校整備基本計画（案）について

○令和8年6月19日 第2回町民説明会の実施

- ・富来義務教育学校及び富来避難拠点施設整備（案）について
（設計事業者 株式会社五井建設研究所）
- ・富来地域学校づくり準備委員会 組織体制（案）について

このような経緯で、富来地域小中一貫教育学校の設置については、「富来義務教育学校」と「富来地域避難拠点施設」の複合型施設として整備を進めることが決定しました。

町教育委員会では、この決定を受け、令和6年12月作成の「富来地域小中一貫教育学校

設置に関する基本計画」を改訂し、「富来義務教育学校基本構想・基本整備計画」を改めて作成するものであります。

1-1 教育を取り巻く動向

これらの社会的動向は、富来の学校統合という結論そのものの理由ではなく、統合後の教育課程（4-3-2制、未来探求プログラム等）の設計方針に活かすものである。

教育を取り巻く社会状況の変化

① 「VUCA（ブーカ）」の時代の到来

現代は将来の予測が困難な時代であり、その特徴である「Volatility（変動性）」、「Uncertainty（不確実性）」、「Complexity（複雑性）」、「Ambiguity（曖昧性）」の頭文字を取って「VUCA」の時代とも言われています。新たな感染症の流行、自然災害の増加、国際情勢の不安定化など、さまざまな危機に対応する強靱さ（レジリエンス）を備えた社会をいかに構築していくかという観点はこれからの重要な課題です。

② DX の進展

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として遠隔・オンライン教育が進展し、学びの変容がもたらされました。こうした社会状況もあいまって、デジタルトランスフォーメーション（DX）の進展は社会によりよい変化をもたらす可能性のある変革として注目されています。

③ SDGs と ESD

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能で、よりよい社会の実現をめざす世界共通の目標です。令和 12 年（2030 年）を達成年限として、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

ESD（Education for Sustainable Development：持続可能な開発のための教育）は、SDGs の 17 すべての目標の実現に寄与するものであることが第 74 回国連総会において確認されています。ESD は既に学習指導要領全体において基盤となる理念と位置づけられており、今後も ESD を推進していくことが重要と考えられます。

④ 人口減少と少子高齢化の進行

現在の生産年齢人口である 15～64 歳の人口は、令和 32 年（2050 年）には現在の 2/3 に減少すると推計されています。我が国の労働生産性は国際的に見て低く、このままでは社会経済の活力や水準の維持が危ぶまれる状況にあります。また、人口減少・少子高齢化は特に地方において深刻であり、地方創生の観点からの対応も必要です。加えて、長寿化が進展する中での対応も求められます。

⑤ 地域コミュニティの希薄化

人々の付き合いが疎遠になるなど、地域コミュニティの弱体化が指摘されており、身近な地域での助け合いが少なくなり、困難を抱えた親子などが地域で孤立化するという深刻な状況が危惧されています。子どもの社会性や自立心などの育ちをめぐる課題に社会全体で向き合い、親子の育ちを支えていくことが重要です。

⑥ 子どもの貧困

子どもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、子どもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題であり、保護者の所得など家庭の状況が子どもの学力や体験の機会に影響を与えるなど、教育における格差の問題が指摘されています。

⑦ 急速な技術革新とグローバル化の進展

人工知能（AI）、ビッグデータ、Internet of Things（IoT）、ロボティクス等の先端技術が高度化し、教育分野においても「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム制度（応用基礎レベル）」など AI の活用が加速し始めています。

また、国際情勢の不安定化により、世界経済の停滞や国際的分断の進行の懸念が高まっている中で、グローバルな立場から社会の持続的な発展を生み出す人材として、地球規模の諸課題を自らに関わる問題として捉え、世界を舞台に国際的なルール形成をリードしたり、社会経済的な課題解決に参画したりするグローバル・リーダーや、グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担う人材の育成を推進していく必要があります。

⑧ デジタル人材の不足

AI やロボットの発達により、特定の職種では雇用が減少し、今後は問題発見力や的確な予測、それらに基づく企画力といった能力が一層求められることが予測されており、労働市場のあり方や働く人に必要とされるスキルが今後変容していくことが見通されます。特に生成 AI は人々の暮らしや社会に大きな変革をもたらす可能性があることが指摘されています。

⑨ ウェルビーイング（Well-being）の考え方を重視

経済先進諸国においては、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて持続的な幸福や生きがい捉える「ウェルビーイング（Well-being）」の考え方が重視されてきています。

⑩ 社会的包摂の推進

社会の多様化が進む中、障がいの有無や年齢、文化的・言語的背景、家庭環境などにかかわらず、誰一人取り残されることなく、誰もがいきいきとした人生を享受することのできる共生社会の実現をめざし、その実現に向けた社会的包摂を推進する必要があります。

1-2 国における教育施策の主な動向

(1) 「令和の日本型学校教育」の構築

(令和3年(2021年)1月26日 中央教育審議会 答申)

令和3年(2021年)1月に中央教育審議会において、社会のあり方が劇的に変わる「Society5.0 時代」の到来、新型コロナウイルスの感染拡大など「予測困難な時代」、社会全体のデジタル化・オンライン化など急激に変化する時代の中で、育むべき資質・能力の育成のため、改訂された学習指導要領を着実に実施すること、また、ICTの活用により一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながらさまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要であると示されました。

そして、めざすべき「令和の日本型学校教育」の姿を、「すべての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」とすることが示されました。

(2) 第4期教育振興基本計画の閣議決定(令和5年(2023年)6月16日 閣議決定)

令和5年(2023年)6月に中央教育審議会の答申に基づき、教育基本法第17条に基づく「第4期教育振興基本計画」が閣議決定されました。総括的な基本方針・コンセプトとして、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が掲げられています。

また、総括的な基本方針の下、以下の5つの基本的な方針を定めています。

- ・グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ・誰一人取り残されず、すべての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ・地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ・教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進
- ・計画の実効性確保のための基盤整備・対話

(3) 第12期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理(令和6年(2024年)6月)

令和6年(2024年)6月に、第12期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理が示されました。生涯学習及び社会教育をめぐる諸課題についての議論を踏まえ、生涯学習・社会教育が果たしうる役割に関して、従来の基本的な役割に加えて、ウェルビーイングの実現・地域コミュニティの基盤としての役割・社会的包摂の実現を図る役割(デジタル社会への対応を含む)が重要になるものとして提示されました。

(4) 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)策定(令和5年(2023年)3月31日策定)

令和5年(2023年)3月31日に「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登

校対策（COCOLO プラン）」が策定されました。①不登校の児童生徒すべての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える、②心の小さな SOS を見逃さず、「チーム学校」で支援する、③学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にすることが示されました。

（５）学習指導要領の改訂

現在の学習指導要領は、小学校が 2020 年度、中学校が 2021 年度、高校が 2022 年度から本格実施された世代のものです。改訂のポイントは、大きな時代の変化を見据えて、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実へと大きな転換が打ち出されました。これは、「そろえる教育」から「伸ばす教育」への転換です。

次の学習指導要領は、2027 年度末ごろに告示され、2030 年度から小学校などで順次スタートし、2032 年度までに小中高で全面実施という流れが想定されています。

① 2030 年を見据えた大きな方向性

文科省は「2030 年の社会」を意識して、今の学習指導要領を土台にしつつ、次の力を一層伸ばす方向を示しています。

- ・変化の激しい社会で、自分で学び続ける力
- ・デジタル・AI 時代に対応する情報活用力
- ・SDGs に代表される「持続可能な社会づくり」への意識

これはすでに平成 29・30・31 年改訂で打ち出された「生きる力」を、2030 年に向けてさらに深める流れです。

② 改訂のポイント

○個別最適と協働学習の一体化

2030 年の社会の姿を前提に、「一斉一律」から、「一人ひとり＋みんなで」の両立へさらに舵を切るとされています。つまり、教科書を一斉に進めるだけでなく、一人一人のペースや関心に合わせた学習と、友だちと話し合ったり一緒に課題解決する学びを組み合わせることが重視されます。ここに ICT の活用が強く位置づけられています。

○デジタル・AI 時代への対応

GIGA スクール後の学びを踏まえ、端末やデジタル教科書・AI を前提にした次のようなカリキュラムを目指す方向が示されています。

- ・デジタル教科書と紙教科書のハイブリッド利用を前提化
- ・AI ドリルなどで個々のつまずきに応じた学習を支援
- ・情報活用能力・プログラミング・データリテラシーを全教科で扱う

○探究と SDGs の強化

2030 年の社会を意識し、「総合的な学習・探究の時間」や各教科で、次のような探究的な学びがさらに重視されます。

- ・SDGs につながるテーマを自分たちで設定

- ・情報を集め、整理し、自分の考えをまとめる
- ・発表や対話を通して他者と考えを深める

単発のイベントではなく、教科とつながった継続的な探究が求められます。

○学校全体でのカリキュラム・マネジメント

- ・学校ごとに教育課程を「つなげて設計する力」を重視する
- ・地域や外部人材との連携を計画的に組み込む
- ・教科の授業時間の一部を、探究や基礎の補強に振り向ける

このような「教育を取り巻く動向」や「国の教育施策」、今後予定されている「学習指導要領の改訂」などを見据え、義務教育学校づくりへのコンセプトなどに活かし、基本構想につなげることが重要であると考えます。

【用語解説】

- ・デジタルトランスフォーメーション（DX）

デジタル技術を活用して、サービスや業務、組織を変革すること。

- ・ビッグデータ

膨大なデジタルデータの集積のこと。ビッグデータには文字、数字、図表、画像、音声、動画など、さまざまなタイプのデータが含まれる。ビッグデータの解析から得た知見を、マーケティングなど企業経営や新しいビジネスの創造に活かそうという動きが活発化している。

- ・ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念のこと。

- ・グローバル化

社会的あるいは経済的な関連が、これまでの国家や地域などの境界を越えて地球規模に拡大していること。

- ・社会的包摂

社会的に弱い立場にある人々を含め、排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、社会（地域社会）の一員として取り込み、より良い生活にむけて支え合う考え方のこと。

- ・生成 AI

AI（人工知能）を活用してテキスト、画像、音楽、音声、動画などの新しいコンテンツを作成すること。

- ・Society5.0

ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータ等の新たな技術を社会生活のあらゆる場面に取り入れることで大きな変革をもたらし、経済発展と課題解決を両立していこうとする高度で新たな未来社会のことをいう。

- ・チーム学校

文部科学省が推奨する新しい学校像のこと。校長のリーダーシップのもと、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源などが一体的にマネジメントされ、教職員や学校内外の多様な人材が、それぞれの専門性を活かして能力を発揮し、子どもたちに必要な資質・能力を確実に身につけさせることができる学校をさす。

1-3 基本コンセプト

(1) 基本理念・教育目標

【教育理念】 自主・自立・共生

【教育目標】 (仮) ふるさとに誇りをもち自ら学び心豊かでたくましく未来を創る児童生徒の育成

これからの変化の激しい時代を生きる子どもたちには、社会の変化に対応しながら、生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、自ら人生を舵取りすることができる民主的で持続可能な社会の担い手となる力が求められます。

子どもたちには、どのような道に進もうとも、生まれ育ったふるさとに誇りをもち、自信をもって様々なことに挑戦し、困難な状況にあっても自らの力で未来を切り拓ける人に育ってほしいと考えます。

そのため、地域の様々な人やものとの交流を通して地域理解を深め、多様な価値観をもつ人たちとつながり合いながら、ふるさとへの誇りを育みます。

また、様々な体験活動を通して、豊かな感性や社会性を育み、他者と協働しながら自らの未来を切り開き、新しい価値を創造することのできる人の育成を目指します。

(2) 身につけさせたい資質・能力

○新しい時代に求められる学力（知）

ー学びに向かう力、生きて働く知識・技能、活用力ー

義務教育9年間のスパンの中で一貫した系統的な教育課程を編成し、個別最適な・協働的な学習や探究学習を通して、学びに向かう力・学び続ける力や社会の様々な場面で活用できる力を育みます。

○他者と協働しつながる力（徳）

ーコミュニケーション力・豊かな感性・キャリアプランニング力ー

他者と協働しながら、自他を尊重し、豊かな感性や社会性を育み、持続可能な社会の担い手となる力を育みます。

○心身の健康を調整できる力（体）

ー体力、心と身体の健康を維持できる力ー

一人一人の体力の向上を図るとともに、運動や生活、食に関する関心を高め、心身の健康を維持できる力を育みます。

○ふるさと愛

ー郷土愛ー

富来地域の持つ伝統、歴史、自然、食文化、産業などの多様な素材や人材を活用し、ふるさと富来について学ぶことを通して、ふるさとへの愛着と誇りを育みます。

○新しい時代に対応する力

ー情報活用能力・自ら学び続ける力・探究力・創造力ー

これからの変化の激しい時代に対応するための、人工知能（AI）などの先端技術の高度化に対応する情報活用能力や、主体的に学び続け、自ら人生を舵取りすることができる力を育みます。

(3) 基本方針

富来地域の義務教育学校の導入・推進にあたり、次の7つのコンセプトを掲げ、義務教育9年間の一貫した指導内容と指導方法を確立すると共に、学校・家庭・地域が協働した魅力ある教育環境づくりを進めます。

① コンセプト1

教職員・保護者・地域での「めざす子ども像」の共有
— 知・徳・体、ふるさと愛、新しい時代に対応する力 —

～ 学校・家庭・地域が、義務教育9年間の目指す子ども像を共有し、子どもたちの「未来を生きる力」を育成します。～

富来地域の児童生徒の実態や家庭・地域の実情を踏まえ、義務教育9年間を終えた中学校卒業時の子どもの姿として「めざす子ども像」を設定し、家庭・学校・地域で共有するとともに、知・徳・体、ふるさと愛、新しい時代に対応する力のそれぞれについて重点的な視点を設定し、指導目標を定めていきます。

② コンセプト2

子どもたちの「深い学び」を確かなものにする学びの推進（学習スタイル）
— そろえる教育から一人一人を伸ばす教育への更なる充実 —

～ 「個別最適と協働学習の一体化」を進め、一人一人を伸ばす教育の更なる充実を進めていきます。～

平成29・30・31年改訂学習指導要領では、大きな時代の変化を見据えて、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実へと大きな転換が打ち出されました。これは、「そろえる教育」から「伸ばす教育」への転換です。

次の学習指導要領は、2027年度末ごろに告示され、2030年度から小学校などで順次スタートし、2032年度までに小中高で全面実施という流れが想定されています。

改訂のポイントの1つに、「個別最適と協働学習の一体化」があげられています。

これは、2030年社会の姿を前提に、「一斉一律」から、「一人ひとり+みんなで」の両立へさらに舵を切る動きです。つまり、教科書を一斉に進めるだけでなく、一人一人のペースや関心に合わせた学習と、友だちと話し合ったり、一緒に課題解決する学びを組み合わせることが重視されます。そこで、授業づくりや学習スタイルに、この趣旨を活かしていきます。

③ コンセプト3

9年間の子どもの育ちを見通した特色ある教育課程の推進（学習プログラム）
— 実態に応じた系統的・多様な子どもたちを包摂する柔軟な教育課程 —

～ 義務教育9年間の教育課程編成や指導形態などの工夫改善を図るとともに、多様な子どもたちを包摂する柔軟な教育課程を組み合わせ、中学校卒業までを見通して一貫した指導を実践します。～

富来小・中学校の学力学習状況調査などの調査結果や児童生徒の実態等を分析し、発達段階ごとの課題を共有しながら、授業内容・方法の改善や、学習・生活規律、習慣等の定着のための重点的・系統的な取組を明確にした教育課程を編成し、順次実施します。

また、次期学習指導要領実施から導入される「調整授業時数制度」を活用し、学校共通の教育課程と、個々の児童生徒に着目して編成する教育課程の柔軟化を組み合わせ、多様な子どもたちを複層的に包摂した学習プログラムを展開します。

④ コンセプト4

新しい時代に対応する力を育てる学習プログラムの推進（未来探究プログラム）
－ 自ら学び続ける力、情報活用能力を基盤とした探究的な学び －

～ 「（仮称）未来探究プログラム」を実施し、「変化の激しい社会で、自分で学び続ける力」「自ら未来を生きる力」を育みます。～

2030年の社会を見据えた次期学習指導要領改訂の大きな方向性として、文部科学省は「変化の激しい社会で、自分で学び続ける力」「デジタル・AI時代に対応する情報活用能力」「SDGsに代表される『持続可能な社会づくり』への意識」の力を一層伸ばす方向性を示しています。

そこで、教育課程に、情報活用能力を基盤とした探究的な学びとして「（仮称）未来探究プログラム」を位置づけ、自ら未来を生きる力を育みます。

⑤ コンセプト5

魅力ある豊かな教育環境を活かしたふるさと教育の推進（ふるさと探究プログラム）
－ ふるさと愛 地域づくりへの参画 －

～ 「（仮称）ふるさと探究プログラム」を実施し、富来地域の魅力ある豊かな教育環境を活かした指導を進め、ふるさと富来への郷土愛、地域づくりへの参画意識を育成します。～

ふるさと富来を学びのフィールドとし、地域の豊かな風土・歴史・文化などの教育資源を活用した富来ならではの系統的な探究学習を行います。また、地域の人とかわりながら課題を発見し、創造力を発揮しながら主体的に課題解決に取り組む中で、地域への参画意識を高める学習を展開します。

⑥ コンセプト6

1～9年次までの児童生徒による異学年活動の推進（児童生徒交流）
— 多様な子どもたちを包摂する児童生徒交流 —

～ 1から9年生までの幅広い年齢構成を活かした、異学年集団やブロック制での様々な交流活動の充実を図ります。～

子どもたちが縦割り活動などの多様な異学年交流活動の実施を通して、信頼や思いやりなどの人間性を育むとともに、様々な視点での考え方や価値観を理解し、話し合い協力していくことにより、未来を生きぬくために必要な社会性を培います。

⑦ コンセプト7

学校・家庭・地域がつながる協働活動の推進（地域連携）
— 地域と一緒に子どもたちを育てる —

～ 子どもたちと地域との連携・交流活動の充実と地域のコミュニティの拠点としたコミュニティスクールによる協働活動を推進します。～

子どもたちが、地域の「ひと・もの・こと」に主体的に関わる体験的活動を学習に位置づけ、交流することで、豊かな人間関係やコミュニケーション能力の向上を図ります。

また、富来地域避難拠点施設との複合型施設であることから、「子どもたちと施設利用者(地域住民)との交流」「地域の生涯学習やコミュニティの拠点」の視点から、学校づくりを進めていくことも重要であると考えます。そこで、学校・家庭・地域がよりつながること、義務教育学校・避難拠点施設の複合型施設を核にした富来地域のまちづくりにつなげるために、コミュニティスクールによる協働活動を推進します。

1-4 学校概要

(1) 類型

小中一貫教育の類型は、9年制の義務教育学校とします。

その理由として以下の点をあげます。

① 富来地域の特性

- ・富来小・中学校とも児童生徒数が減少し、施設一体型で学校生活が十分可能である。
- ・能登半島地震により、令和6年1月から、富来小学校は、富来中学校施設を供用しての学校生活を送っており、教職員の連携や児童生徒の交流も活発化している。
- ・これまで富来小・中学校の結びつきが強く、小中連携の面でも成果をあげている。
- ・学校と地域の結びつきも強く、人的、物的にも地域の教育資源を活かした教育活動が展開できる。

② 義務教育学校の特性

- ・1人の校長の下、教職員の一体的なマネジメントが行える。
- ・小中一貫教育の軸となる新教科の創設や学年段階間・学校段階間での指導内容の入れ替え、実施に必要な教育課程上の特例措置が認められている。
- ・1年生から9年生までの児童生徒が1つの学校に通うという特質を活かして、9年間の教育課程において「4-3-2」や「5-4」など、柔軟な学年段階の区切りを設定できる。

(2) 児童・生徒数、学級編制（2029年 令和11年度予想）

① 児童・生徒数 児童数55名 生徒数42名 合計97名

② 学級編制

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	合計
児童生徒数	7	9	10	9	13	5	11	12	16	92
通常学級数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
特別支援学級 児童生徒数					1	1	2	1		5
特別支援学級数					2		2			4

(3) 教育課程の基本的な考え方

① 指導区分と発達段階に応じた指導

富来義務教育学校では、義務教育9年間の一貫した系統的な教育活動を基本としつつ、9年間を、1～4年生の第1期（基礎期）、5～7年生の第2期（充実期）、8～9年生の第3期（発展期）の3つの学年ブロックに区切り、『4-3-2制』とし、児童生徒の発達段階に応じた指導を効果的に行うこととします。（以下4-3-2制）

② 4-3-2制のメリット

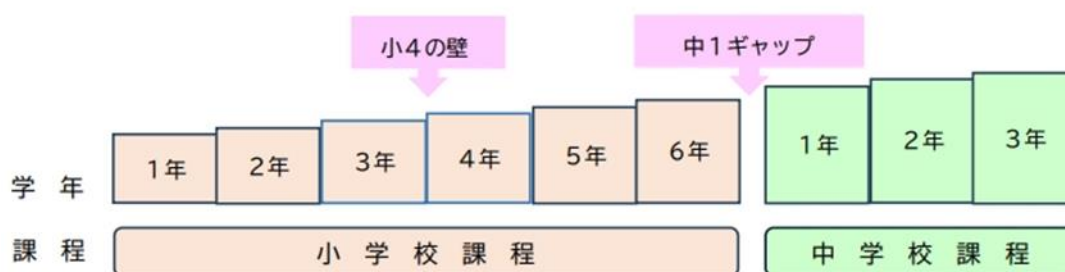
- ・発達段階に合わせた指導：1～4年生で基礎・基本の定着、5～7年生で基礎・基本

の徹底、8～9年生で個性・能力の発揮といったように、子どもの発達に応じて指導内容や方法を変えることができます。

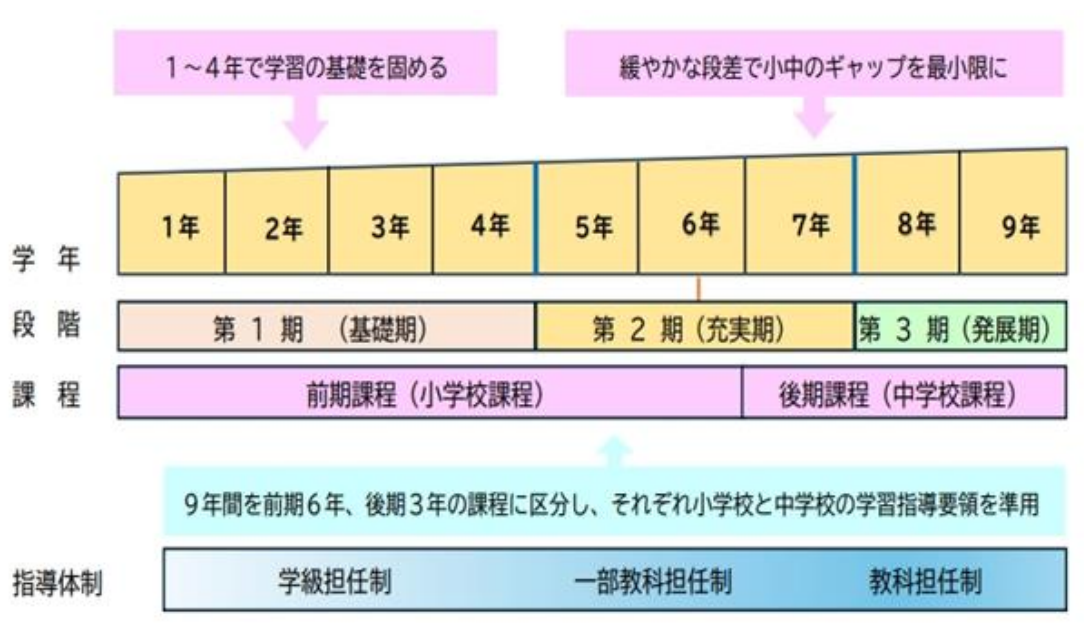
- 円滑な小中接続：9年間を通して同じ学校で学ぶため、小学校と中学校の連携が強化され、いわゆる「中1ギャップ」の緩和が期待できます。
- 柔軟なカリキュラム：9年間を見通したカリキュラム編成が可能で、地域ごとの特色を活かした独自の教科を設定したり、柔軟な編制ができます。
- 異学年交流の促進：1年生から9年生までが同じ学校で過ごすため、幅広い年齢層の交流が生まれ、下級生への思いやりや上級生へのあこがれなど、精神的な発達や社会性の育成が期待されます。

【学年生のイメージ】

現行の小・中学校の課程及び学年の区切り（6-3制）



【教育課程及び学年ブロックの区切り（4-3-2制）】



(4) コンセプトに基づく具体的な取組

町では、2019年（令和元年度）より「志賀町学校教育モデル」の編成を進め、2022年（令和4年度）から、本格実施しました。この取組を「新しい教育内容への対応」や「小中連携」から、バージョンアップを行い、引き続き、次期学習指導要領の改訂ポイントなどから更なるバージョンアップを行う予定です。（志賀町学校教育モデルのコンセプト参照）

そこで、富来義務教育学校の学校づくりには、現在取り組んでいる「志賀町学校教育モデル ver.2」の取組をベースとして、具体的な取組を作成します。

【志賀町学校教育モデルのコンセプト(2019年～2030年)】

「志賀町学校教育モデル」のコンセプト (2019年～2030年)

○ 編成・改訂の流れと対応

	編成期 2019～2021 (R元～R3)	実践期 2022～24 (R4～R6)	充実期 2025～2027 (R7～R9)	発展期 2028～2030 (R10～R12)
version	学校教育モデルver.1	学校教育モデルver.2	学校教育モデルver.3	学校教育モデルver.3
新しい教育内容への対応	○2020年本格実施 学習指導要領改訂ポイント	○令和の日本型学校教育	○2030年本格実施 学習指導要領改訂ポイント	○2030年本格実施 学習指導要領改訂ポイント
	・主体的、対話的で深い学び	・個別最適な学び、協働的な学び	・探究型学習の導入	・探究型学習の導入
	・外国語教育（実践的英語力の育成）	・GIGAスクール構想事業 第2期	・得意を伸ばす個別最適化教育	・得意を伸ばす個別最適化教育
	・情報教育（プログラミング的思考の育成）	・ICTを活用した新しい学び	・情報活用能力の強化	・情報活用能力の強化
	・道徳教育（考え、議論する道徳の充実）		・教育課程の柔軟化	・教育課程の柔軟化
	○GIGAスクール構想事業		・異動授業時数制度の導入	・異動授業時数制度の導入
	・一人1台タブレット端末を活用した新しい学び		・地域、企業との連携学習の推進	・地域、企業との連携学習の推進
			○デジタル教科書の導入	○デジタル教科書の導入
志賀町の特徴ある取組	○志賀学習スタイル	○志賀学習スタイル	○志賀学習スタイル	○志賀学習スタイル
	・主体的、対話的で深い学び一単元デザイン、ゆさぶり	・個別最適な学び、協働的な学び一デザイン、ゆだねる	・探究型学習の導入	・探究型学習の導入
	○外国語教育	○外国語教育	○外国語教育	○外国語教育
	・実践的英語力の育成（小中の接続を踏まえたCan-Doリストの作成）	・志賀小中、富来小中の課題に応じたCan-Doリストの作成	・志賀小中・富来小中で独自のカリキュラムの編成	・志賀小中・富来小中で独自のカリキュラムの編成
	○ふるさと教育	○ふるさと教育	○ふるさと教育	○ふるさと教育
	・町の伝統、歴史、自然、食文化、産業などから、ふるさと志賀を学ぶ	・富来地域、志賀地域別で、小中9年間の学習内容を編成	・地域の特色に応じた科目を新設	・地域の特色に応じた科目を新設
	○道徳教育	○道徳教育	○道徳教育	○道徳教育
	・4校共通実践（ローテーション道徳、学びの習慣、道徳便り等の発信）	・小中連携の工夫（ハートライン志賀による交流）	・志賀小中・富来小中での重点内容項目を位置づけた年間計画	・志賀小中・富来小中での重点内容項目を位置づけた年間計画
	○キャリア教育	○キャリア教育	○キャリア教育	○キャリア教育
	・キャリアパスポートを活用したキャリアプランニング能力の育成	・小中9年間スパンで、連続性のある学び	・富来小中、志賀小中で、育成するキャリアプランニング能力を重点化	・富来小中、志賀小中で、育成するキャリアプランニング能力を重点化
	○情報教育	○情報教育	○情報教育	○情報教育
	・プログラミング学習（情報能力活用表・年間指導計画単元例の活用）	・小中連携の工夫（小中9年間の情報能力活用表）	・生成AI活用など新しいガイドラインの活用、データサイエンス 教育の強化	・生成AI活用など新しいガイドラインの活用、データサイエンス 教育の強化
取組の枠組み	○地域連携事業の推進	○地域連携事業の推進	○地域連携事業の推進	○地域連携事業の推進
	・児童生徒交流、地域団体交流、PTA事業、生涯学習事業	・富来地域、志賀地域別で、実施事業一覧を編成	・地域、企業との連携学習の導入	・地域、企業との連携学習の導入
	○志賀小・富来小・志賀中・富来中4校による共通実践	○小中9年間のスパンとした学びの推進（富来小中・志賀小中）	○小中9年間のスパンとした学びの強化（富来義務教育学校・志賀小中）	○小中9年間のスパンとした学びの強化（富来義務教育学校・志賀小中）
	・7部会の実践（外国語・ふるさと・情報・キャリア・学習スタイル・地域連携）	・小中連携部会の実践（志賀小中・富来小中での特色ある学習プログラム）	・富来小中、志賀小中で、独自カリキュラムや地域の特色に応じた科目を新設（富来義務教育学校富来プラン・志賀小中連携志賀プランの編成）	・富来小中、志賀小中で、独自カリキュラムや地域の特色に応じた科目を新設（富来義務教育学校富来プラン・志賀小中連携志賀プランの編成）
		※富来地域→義務教育学校開設に向けた特色ある教育課程の編		

① コンセプト1 ―教育課程部会―

教職員・保護者・地域での「めざす子ども像」の共有 ― 知・徳・体、ふるさと愛、新しい時代に対応する力 ―

学校・家庭・地域が、義務教育9年間の目指す子ども像を共有し、子どもたちの「未来を生きる力」を育成します。

○教育理念 自主・自立・共生（志賀町教育目標 基本理念）

○教育目標 （仮）ふるさとに誇りをもち、未来を切り開く人材の育成

教育目標の構成要素としては、「生まれ育ったふるさとに誇り」をもち、「自信をもって様々なことに挑戦」し、「困難な状況にあっても自らの力で未来を切り拓ける力」が求められます。

○具体的な取組

町教育目標・新しい時代に生きる子どもたちに求められる力・児童生徒の実態や育成をめざす資質能力の面から、富来小、富来中学校学校経営グランドデザインをベースとして、両グランドデザインをすりあわせ、作成します。

なお、富来中学校には、校訓『稚心を去れ』がありますが、義務教育学校の校訓が必要となれば、作成します。

【令和8年度 富来小中学校経営グランドデザイン】



② コンセプト2 ―教育課程部会―

子どもたちの「深い学び」を確かなものにする学びの推進（学習スタイル）

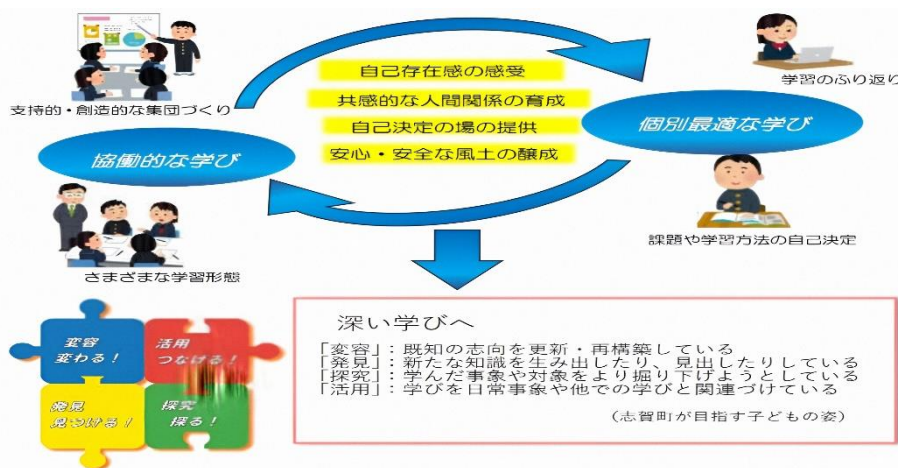
― そろえる教育から一人一人を伸ばす教育への更なる充実 ―

「個別最適と協働学習の一体化」を進め、一人一人を伸ばす教育の更なる充実を進めていきます。

○具体的取組

現在、「志賀町学校教育モデル」の学習スタイル部会では、「志賀学習スタイルD & Yー」の取組で、「D（デザインする）・Y（ゆだねる）」を共通実践として、「個別最適と協働学習」の充実を図っています。令和7年度からは、小中連携の視点を取り入れ、富来小中、志賀小中で9年間スパンでの取組を進めています。そこで、この取組をベースとして、「富来小中学習スタイル」を作成します。

【志賀学習スタイルD&Yー】



【富来小中 学習スタイル】

【富来小学校 具体的な取組】

【重点1】児童が主体的に学ぶ授業づくり
◎やりたくなる学習（単元デザイン）の工夫

- 単元の導入とゴールの工夫（②）とおしりよくてき（②）
- 明確な共通の軸
- 思考方法を選択
- 共通点と相違点を見つける
- 比較する
- 分類する

【重点2】学びの深まりを実感するための活動を取り入れた学習スタイルの工夫
◎個別⇔協働⇔個別で考える時間の確保（個別と協働の往還）

- まずは、自分の考えをもつ時間を確保する。
- 協働している際に、自分の考えを広げたり深めたりできたことを児童が実感できるようにする。
(ex.)
自分のノートに友達や先生の考えを追加
思考ツールにまとめる
協働ワークシートに書き込む 等
- 協働した後は、自分の考えを再構築させる個別の時間へとつなげる。

◎思考の深まりを実感するふりかえり
・指導に生かす評価、記録に残す評価として活用する。

【重点3】学びに向かう環境作り
◎風土作り
・聞き手のことを考えた話し方
・温かい反応
・認め合うふりかえり
・Togisスタイルシートを活用した教師・児童相互授業参観（小⇔小、小⇔中）

◎表現する土台作り
・思い出作文（語彙力向上・表現力向上を目指して）
・ノートチャンピオン大会（ノートの質向上を目指して）

【富来中学校「学習者主体の授業」の推進に向けた具体的な取組】

- 生徒の心に「主体的に学ぶ」火を灯す
・定期的な学習オリエンテーションによる教師と生徒との合意形成
・全生徒の心に火を灯すことを目指した生徒会との連携（生徒の言葉で学びを語る場の設定）
・「富来アカチャレンジ」のサイクルの共有
・ルーブリック（評価表）の共有
- 授業改善
・生徒の「主体的に学ぶ力」と「問題発見・解決能力」を育む「富来アカチャレンジ」の効果的な在り方を考える。
・誰一人取り残さない見取りとアシストの在り方を考える。

③ 富来アカチャレンジの具体

教科の見方・考え方に基づき、生徒が自ら「なぜ?」「どうすれば?」と、課題を見出すプロセスを重視する。自分が疑問に感じたこと、問題意識を持った事から「課題」を立てることによって、問題解決のために主体的に取り組むことができるようになる。

④ 対話による協働
自分とは異なる意見や価値観を「尊重」し、それを取り入れることで解決策をブラッシュアップする態度を身に付ける。失敗を恐れずに自分の考えを発信すること、みんなが発言しやすい雰囲気をつくること、また、相手の話を否定せず最後まで聴くことを意識付けようとする指導を行う。

⑤ プロセスの可視化
結論（正解）を出すだけでなく、どのように考え、何を根拠にし、どう修正しながら学びを進めたか、という「探究の過程」を評価する。そのために、「富来アカチャレンジシート」を利用し、振り返りを行う。

⑥ ルーブリック（評価表）の活用
各教科において、①問いの発見と協働の様子②問題解決のプロセスの評価項目についてルーブリックを作成する。これを生徒と共有することで、目指すべき姿を明確に示し、生徒が意識できるようにする。

⑦ ゴールの姿の共有
未知の状況下でも「何が問題か」を見出し、他者を尊重しながら解決に向けた道筋を描き、教科の見方・考え方を働かせながら最速解、納得解を導き出せる生徒。
探究のサイクルを振り返り、「自分はこう考えをまとめた」とこの問題にはこの方法で解決するのがよかった」と言語化できる生徒。

⑧ 見取りとアシスト
「主体的・対話的で深い学び」になるように丁寧に見取り、以下のアシストを行う。
・生徒が「解決したい」という切実感を持つために、既習事項との矛盾を提示したり、実生活のリアルな課題を提示したりする。
(問いを生むための仕掛け)
・問題解決のプロセスを可視化するために、問題発見には「ウェゼンズ」、多角分析には「フィッシュボーン」などの道具を準備する。
(思考ツールの活用)
・協働的に学ぶ際は、相手の意見を肯定的に聴く態度を養うため、異なる意見は新しい発見のチャンスというマインドセットを共有する。
(対話を深める「尊重ルール」)
・個別最適な学びを目指し、生徒の主体性を損なわないよう、支援のタイミングを図ったり、形成的評価を授業の中に散りばめたりする。
(一人一人の学びの状況を多面的に捉える)

③ コンセプト3 ―教育課程部会―

9年間の子どもの育ちを見通した特色ある教育課程の推進（学習プログラム）
 ― 実態に応じた系統的・多様な子どもたちを包摂する柔軟な教育課程 ―

義務教育9年間の教育課程編成や指導形態などの工夫改善を図るとともに、多様な子どもたちを包摂する柔軟な教育課程を組み合わせ、中学校卒業までを見通して一貫した指導を実践します。

○具体的取組

「教育課程の基本的な考え方（案）（4－3－2制）」をベースとして、教科、特別活動、学校行事等で特色ある教育課程を編成します。また、次期学習指導要領から実施予定の「調整授業時数制度」を取り入れ、多様な子どもたちを包摂（誰一人取り残さない）する柔軟な教育課程を編成します。

○教育課程の基本的な考え方（案）「4－3－2制」

学年	1	2	3	4	5	6	7	8	9
ス テ ー ジ	第Ⅰ期（基礎期） 【学びの基礎を創る時期】				第Ⅱ期（充実期） 【学びを広げる時期】			第Ⅲ期（発展期） 【自分らしい学びを 深める時期】	
目 標	義務教育で学ぶ基礎・基本を 身に付けられるようにする。 ■幼児教育との円滑な接続 ■学習規律・生活規律の徹底 ■望ましい生活リズムの定着 ■善悪の判断や規範意識の基 礎の形成と情操の涵養 ■楽しく運動しながら体力を 養い、意欲的に運動する態 度				学びの基礎をもとに論理的 な思考力や物事を適切に判断 する力を身に付けられるよう にする。 ■主体的に学習に取り組む態 度の育成 ■自己肯定感の向上、自他の 尊重や他者への思いやりの 涵養 ■集団における役割の自覚や実 社会への興味・関心の向上 ■運動の楽しさや喜びを味わ いながらの体力の向上			学習した内容を自己 の生き方と関連付けて 考え、自信をもって社会 の中でよりよく生きる ことができるようにす る。 ■個性と能力の更なる 伸長 ■社会の一員として自 立する力の育成 ■体力の向上と心身の 調和的発達 ■進路指導の充実	
指 導 形 態	学級担任		一部教科担任制				教科担任制		
	T T 指導				T T ・ 習熟度別指導				
特 色 あ る 教 育	【志賀町学校教育モデルー富来プランー】 ○富来学習スタイル ○未来探究プログラム ○ふるさと探究プログラム ○地域連携事業 ○異学年交流 ○外国語教育 ○道徳教育 小中9年間スパンの富来学習スタイル 情報教育・キャリア教育・人権教育での探究的な学び ふるさと富来を学ぶ探究的な学び 地域を学ぶ体験活動、世代間交流 1～9年生までのブロック別、全校異学年交流 9年間を見通した外国語活動・英語教育の充実 考える道徳、ローテーション道徳、ハートライン 【部活動】5，6年生からの参加。7～9年生は、志賀中との合同部活動も検討								

④ コンセプト4 ―教育課程部会―

新しい時代に対応する力を育てる学習プログラムの推進（未来探究プログラム）
 ― 自ら学び続ける力、情報活用能力を基盤とした探究的な学び ―

「（仮称）未来探究プログラム」を実施し、「変化の激しい社会で、自分で学び続ける力」「自ら未来を生きる力」を育みます。

○具体的取組

次期学習指導要領がめざす力を育成するため、情報活用能力を基盤とし、キャリア教育・人権教育を中心とした探究的な学び『（仮称）未来探究プログラム』を編成し、自ら未来を生きる力を育みます。

【（仮称）未来探究プログラムのイメージ】

		9つのプロジェクト					関連する行事・文芸発表の場
		單元・テーマ	育てたい人権意識	育てたいキャリアプラン能力	育てたい情報活用能力	2025年の目標	
後期課程	発展期	9年 未来に生きる	00プロジェクト				
		8年	00プロジェクト				
		7年	00プロジェクト				
前期課程	充実期	6年 社会に生きる	00プロジェクト				
		5年	00プロジェクト				
	基礎期	4年	00プロジェクト				
		3年 地域に生きる	00プロジェクト				
		2年	00プロジェクト				
		1年	00プロジェクト				

⑤ コンセプト5 ―教育課程部会・地域連携部会―

魅力ある豊かな教育環境を活かしたふるさと教育の推進（ふるさと探究プログラム）
 ― ふるさと愛 地域づくりへの参画 ―

「（仮称）ふるさと探究プログラム」を実施し、富来地域の魅力ある豊かな教育環境を活かした指導を進め、ふるさと富来への郷土愛、地域づくりへの参画意識を育成します。

○具体的取組

学校教育モデル「ふるさと教育部会」の取組をベースとして、（仮称）「ふるさと探究プログラム」を編成します。

【学校教育モデル ふるさと教育部会学習テーマ】

	学習テーマ	学習内容や題材	
		志賀小	富来小
小1年	志賀の昔遊び	けん玉・お手玉など	
2年	志賀の民話	庄九郎兵衛など	千ノ浦の又次など
3年	志賀の 伝統行事	矢駄の獅子舞・太鼓・おしょうらい など	八朔祭り・西海祭りなど
4年	志賀を 発展させた人	坪野哲久・中谷秀一雄谷家・南政 善など	加能作次郎・須磨洋朔 小松辰雄など
5年	志賀の 自然と環境	トミヨ・イカリモンハンミョウ・ウミミ ドリ・能登スイカ・ころ柿など	富来川の生き物・高爪山・能登金 剛・西浦の棚田・能登牛など
6年	志賀の 魅力発信	平家庭園・高山右近の碑・大島諸 願堂・大島キャンプ場・アリス館志 賀など	旧福浦灯台・高爪神社・松尾神 社・増穂浦海岸・能登金剛・巖門・ 尊保の百本桜など
	学習テーマ	志賀中	富来中
中1年	志賀の 歴史と伝統	富来地区の題材から歴史や伝統・ 文化などについて学習を深め、志 賀町全体の学びに広げる。	志賀地区の題材から歴史や伝 統・文化などについて学習を深 め、志賀町全体の学びに広げる。
2年	志賀の産業	志賀町の産業や仕事について調査し、発表する。 (北陸電力・能登中核工業団地・カネヨ食品・シュクレ・ブラージュ・てらおか・ゆめうらなど)	
3年	これからの 町づくり	これまでの学びを生かして 志賀町のめざす町像につ いて理解し、まちづくりの担 い手として、まちづくりにつ いて提案・発信する。	これまでの学びを生かして 志賀町のめざす町像につ いて理解し、まちづくりの担 い手として、まちづくりにつ いて提案・発信する。

学びの集大成
発表交流

⑥ コンセプト6 ―教育課程部会・地域連携部会―

1～9年次までの児童生徒による異学年活動の推進（児童生徒交流）
― 多様な子どもたちを包摂する児童生徒交流 ―

1から9年生までの幅広い年齢構成を活かした、異学年集団やブロック制での様々な交流活動の充実を図ります。

○具体的取組

学校教育モデル「地域連携部会」の「児童生徒交流」の取組をベースとして、以下の活動例を参考に、特色ある異学年活動を年間計画に位置づけます。

【実践例】

○縦割り班・異学年集団活動

- ・1～9年生を混ぜた「たてわり班」で清掃・遊び・集会を実施
- ・年数回の「異学年交流タイム」を設定し、ゲームやクイズで交流

○合同授業

- ・異学年で同一教材を用いた「学び合い授業」を実施し、教え合いを促進
- ・総合的な学習で地域学習や探究テーマを合同で扱う実践

○行事・特別活動での交流

- ・運動会・文化祭で縦割り応援団や異学年係活動を設定
- ・特別活動の指導計画に、異学年集団活動を系統的に位置付ける

【異学年活動のイメージ】

学年	目 標	4－3－2の学年区分	6－3の学年区分		全 体
第9学年	学校生活のリーダーとして、学年生活や地域活動の充実・向上のために諸活動を推進する。	○ブロック集会 ○ブロック行事 ・文化祭	後期課程・中学生	○生徒集会 ○生徒会活動 ○学校行事 (中) ・7年生を迎える会 ・球技大会	○全校集会 ○児童・生徒会活動 ○学校行事 ・入学式 ・運動会 ・文化祭 ・卒業式
第8学年	学校生活のリーダーとなる9年生を助けて、学年生活や地域活動の充実・向上のために諸活動を推進する。				
第7学年	中期のリーダーとして、ブロック集会や自問清掃を通して、学校生活の充実のために諸活動を推進する。				
第6学年	児童会活動や学校行事を通して、小学校最高学年としての自覚を持ち、諸活動を推進する。	○ブロック集会 ○ブロック行事 ・文化祭	前期課程・小学生	○児童集会 ○児童会活動 ・6年生を送る会	
第5学年	6年生をサポートし、協力することで、次年度に向けての意識を高める。				
第4学年	清掃活動やブロック行事を通して楽しく活動し、前期リーダーとしての意識を高める。				
第3学年	前期リーダーとなる4年生を助けて、清掃活動やブロック行事を通して楽しく活動する。	○ブロック集会 ○ブロック行事 ・1年生を迎える会 ・文化祭			
第2学年	1，2年生の合同学習において、1年生のよき見本として行動し、1年生を教えたり、助けたりする。				
第1学年	学級活動の中で、自分の係分担を自覚し、全体のことを考えて行動する。				

⑦ コンセプト7 ―地域連携部会―

学校・家庭・地域がつながる協働活動の推進（地域連携）

― 地域と一緒に子どもたちを育てる ―

子どもたちと地域との連携・交流活動の充実と地域のコミュニティを拠点としたコミュニティスクールによる協働活動を推進します。

○具体的取組

学校教育モデル「地域連携部会」の取組をベースとして、地域の「ひと・もの・こと」に子どもたちが主体的に関わる地域連携事業を再構築します。

また、学校・家庭・地域がよりつながること、義務教育学校・避難拠点施設の複合型施設を核にした富来地域のまちづくりにつなげるために、コミュニティスクールへの移行を進めます。

【学校教育モデル 地域連携部会 活動計画 富来 ver.】

令和7年度 地域連携部会 活動計画 富来Ver.

	①児童・生徒交流事業		②PTA等 特色ある連携事業		③地域連携事業		④生涯学習事業・行事	
	富来小学校	富来中学校	富来小学校	富来中学校	富来小学校	富来中学校	富来小学校	富来中学校
4月	第1回小中レクリエーション		交通安全街頭指導		見守り隊発足式			
5月			親子行事		田植え体験			
6月			親子行事					
7月	第2回小中レクリエーション		交通安全街頭指導					中2わく・ワーク体験 中3サマースタディ
			小・中 PTA広報発行					
			非行被害防止教室					
8月			親子の手紙		平和学習			中3サマースタディ
			奉仕作業					
9月			グッドマナーキャンペーン		グッドマナーキャンペーン			
					稲刈り体験			
10月	5・6年生授業見学			奉仕作業 体育祭 文化祭	ベタンク交流会		志賀町リレーマラソン	
11月	第3回小中レクリエーション					子ども議会	志賀町文化祭（ジュニア芸能アトラクション）	
12月			小中合同学校保健委員会 小・中 PTA広報発行					
1月	入学説明会							
2月	6年生体験授業 ピア・サポート 第4回小中レクリエーション		卒業を祝う会		見守り隊の感謝の会		生涯学習フェア	
								中2立志式
3月	予備入学 部活動紹介		小・中 PTA広報発行					
年間	小中合同あいさつ運動 小中合同避難訓練		町P連関係行事		読み聞かせ ゲストティーチャー 見守り隊 地区祭礼		人権擁護委員との連携 ・人権教室 ・人権週間 部活動の地域移行	

施設整備基本計画

第2章 上位関連計画の整理

本町における本計画に関連する主な計画の概要を以下に整理します。

(1) 第3次志賀町総合計画【令和8年3月策定】

■将来像

「ここにしかない未来を。」

～ みんなで創ろう シン※・志賀町 ～

※「シン」には新・真・進・伸・深などの意味を含めています。

■本計画に関連する施策

●質の高い教育環境の整備

- ・スクールバスの運行やバスの定期代の補助、自転車通学用のヘルメットの給付を行い、安全で安心な通学環境の整備を推進します。また、現在、一部路線のスクールバス運行を町バスで実施していますが、全路線の運行委託について検討を進め、通学手段の充実を図ります。
- ・施設の修繕や機器の保守点検を実施し、効率的な学校運営を進めるとともに、大型モニターやタブレット等のICT環境の更新やA L Tの配置などを進め、魅力ある学習環境を構築します。
- ・スクールカウンセラーの配置により、児童・生徒が心身ともに健康に育つことができる環境を整備するとともに、相談体制の充実と早期支援の強化を図ります。
- ・地域団体との連携を強化し、部活動における支援体制や地域教育の向上を図るとともに、震災からのまちの復興に向け、地域への愛着と郷土愛を育む子どもの育成を推進します。

●生涯学習と社会参画の推進

- ・文化活動の拠点である生涯学習施設については、改修により機能の高度化を進めます。
- ・町民からの要望が高い教養講座の開催・充実、町内サークル活動を支援し、生涯学習活動の促進を図ります。また、地区公民館事業についても助成を行い、地域の特性や独自性を活かした事業の展開を支援します。
- ・子ども達が安心して活動できる拠点を設けて、地域住民との交流を促します。
- ・学校・家庭・地域が連携した心の教育を推進し、健全な青少年の人間形成を目指します。また、地域の協力を得ながら多種多様な世代間交流事業を実施し、体験を通じて郷土を愛する心を育みます。
- ・生活様式や意識・価値観の多様化等への対応に向け、男女共同参画の意識醸成と理解促進のための広報・啓発活動に取り組みます。
- ・ワーク・ライフ・バランスの啓発や普及により、就業面からの男女共同参画の推進や就労環境の改善を図り、社会活動に男女が平等に参画することができる環境づくりを推進します。
- ・社会全体で人権侵害のない共生社会の実現を目指し、小・中学校での人権教室や商業施設などでの街頭キャンペーンをはじめとする多様な機会を通じて人権啓発活動を行います。

●循環型社会に向けた取組の推進

- ・企業や地域団体と連携した清掃活動を推進するとともに、環境美化に対する意識の醸成を図るための教育、啓発活動を実施し、良好な景観と自然環境の保全に取り組みます。

(2) 志賀町令和6年能登半島地震復興計画【令和6年7月策定】

■復興に向けた基本理念

『かえる、志賀町』

- 人が帰る（町民に帰ってきてもらう）
- 元に返る（正常な暮らしと生業を取り戻す）
- 町を変える（新しい町を創造する）

■復興の将来像

創造的復興へ「暮らし・生業・社会基盤の再建」

— ふるさと再起動 シン※・志賀町へ —

※「シン」には新・真・進・伸・深などの意味を含めています。

■本計画に関連する創造的復興リーディングプロジェクト

●復興のシンボルとなる複合型の避難拠点施設と防災公園の整備

- ・避難拠点施設の整備

平時は、生涯学習とスポーツの拠点としての機能を有する施設として使用し、大規模災害時には、多数の避難者を収容することができ、ソーラーや風力発電などの再生可能エネルギーや蓄電池、飲料水やシャワー、トイレにも使用できる水循環システムなどを備え、1週間程度避難することができる複合型の避難拠点施設を富来・志賀地域で整備します。

●公共施設の再編・再整備

富来小学校の校舎が甚大な被害を受け、現在、富来中学校の空き教室を使用している状況にあり、子ども達の安全・安心な教育環境を早期に確保するため、今後の児童・生徒数に見合った適正規模の施設一体型の小中一貫校又は同一敷地内での併設校として再整備していきます。

●オフグリッド型のインフラ施設等の整備促進

今回の震災を教訓として、指定避難所や主要な公共施設にソーラー発電や蓄電池の整備をはじめ、公共施設への受水槽の設置や水循環システムの導入など、自立エネルギーを確保することができる災害に強いオフグリッド型の施設整備を推進していきます。

(3) 志賀町教育大綱

■基本理念

自主 自立 共生

■基本目標

- 自ら課題を見つけ・学び・考え・判断できる力の育成を目指します
- 次代を担う子どもたちの健全な育成やふるさと教育が図られるよう、教育環境を整えます
- 地域の伝統文化、生涯学習、スポーツなどの活動への支援やそれらの活動を通じた交流により、生きがいを持って、いきいきと生活できる環境を整えます
- 国際・広域交流や男女共同参画の推進など、多様な文化や考え方への理解を深め、思いやりのある心を持つ町民を育みます

■施策の方向性

- ・志賀町学校教育モデル ver.2 の実践
- ・GIGA スクール構想第2期に向けた ICT 環境整備と学びの推進
- ・教育相談と特別支援体制の充実（いじめ・不登校・発達障害等への対応）
- ・志賀町復興計画による学び環境の整備
- ・生涯学習事業の推進
- ・スポーツの振興
- ・伝統文化の継承
- ・国際・広域交流の推進
- ・男女共同参画の推進

(4)「富来地域小中学校における適正規模・適正配置のあり方について」答申書

【令和5年10月】

■答申内容（小中学校のあり方について）

富来小学校と富来中学校を集約し、施設一体型の小中一貫教育学校を開設することが望ましい

■答申理由

小中一貫教育学校の開設が望ましい理由は次のとおり。

1. 志賀小学校・志賀中学校との統合は通学時間が長くなり、児童生徒の負担となる。
2. 富来地域の特色を活かした教育環境を整えることができる。
3. 富来小学校・富来中学校の結びつきが強く、小中学校間の連携の面でも成果をあげている。
4. 学校と地域の連携も強く、小中学校を同じ地域の学校として支える環境や仕組みが整っている。

■期待される効果

小中一貫教育学校では、学習指導要領に準拠した区切りを維持しつつ、次のような特色ある教育活動を進めることができる。

1. 学校運営体制

小中一貫教育学校は、法律上は小学校と中学校を基本とするが、小学校と中学校が一つの学校として、一体となった組織体制を編制することができる。

2. 小中学校の交流

施設が一体化するメリットを活かし、授業や学校行事などの交流を深め、9年間を通じてお互いに人間関係が深まる交流活動を行うことができる。

また、小中学校の教員が相互に連携協力するとともに、中学校教員の専門性を最大限に活かし、小学校の複式学級や、高学年の教科を担当することができる。

3. 9年間の一貫した教育課程

現行の学習指導要領の範囲内で、各教科・領域等において、9年間の一貫した教育課程を編制することにより、小中学校の接続を円滑化するとともに、児童生徒の発達段階に応じた学習指導や生徒指導を行うことができる。

4. 富来地域の特色を活かした学習

富来地域は、豊かな風土や歴史、文化的行事に恵まれており、これまで小中学校では、これらの教育資源を活かした教育活動を展開してきた。

小中一貫教育学校では、これまで取り組んできた実践を踏まえ、各教科各領域を通じてふるさとを知り、ふるさとを愛する、ふるさと学習を展開することができる。

■整備コンセプト

■整備方針

災害発生時に地域住民の避難所となるオフグリッドの考え方を取り入れた拠点施設を一体的に確保することにより、地域住民が安心して暮らせる地域の実現を図るとともに、平時は、地域住民の交流・学習などの場としての活用を図ります。

町道第5045号中学校線

町道第1001号地頭町中浜線

至 国道249号

至 国道249号

0 100m

防災・交流拠点ゾーン

対象エリア

駐車場配置エリア
(防災・交流拠点利用者、
義務教育学校、保育園利用者等)

防災・交流拠点配置エリア
(屋内運動場・武道場、備蓄倉庫
会議室、多目的室等)

災害時連携

災害時連携

駐車場配置エリア
(災害時支援物資搬入車両転回スペース
炊き出し車両、トイレカー等設置スペース)

とき保育所立地エリア

保育所既存
エントランス

義務教育学校校舎配置エリア
屋外運動場配置エリア
(災害時避難者等駐車場配置エリア)

既存校舎等立地エリア

エントランス

(都) 領家町八幡線整備を
前提としたエントランスの配置

エントランス

子育てゾーン

学校教育ゾーン

第3章 現状及び計画と条件の整理

3-1 富来小学校及び富来中学校の現状

(1) 富来小学校の現状（令和6年能登半島地震前）

令和6年能登半島地震発生前における富来小学校の施設の概要及び施設・諸室の配置は以下の通りです。

表 富来小学校の施設の概要

施設名	棟数	延床面積	棟名称	建築年	耐震基準	耐震補強
志賀町立 富来小学校	4棟	5,512 m ²	校舎	昭和49年	旧耐震	実施済
			校舎	平成17年	新耐震	不要
			体育館	平成21年	新耐震	不要

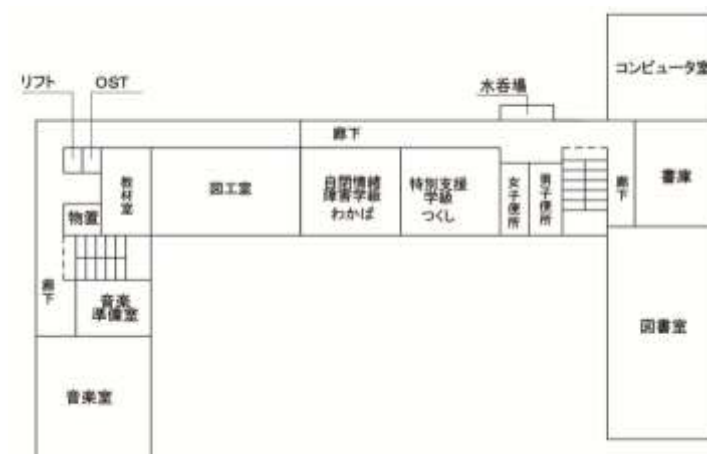
出典：志賀町公共施設等総合管理計画【平成29年3月策定（平成30年2月一部改訂）】

配置図

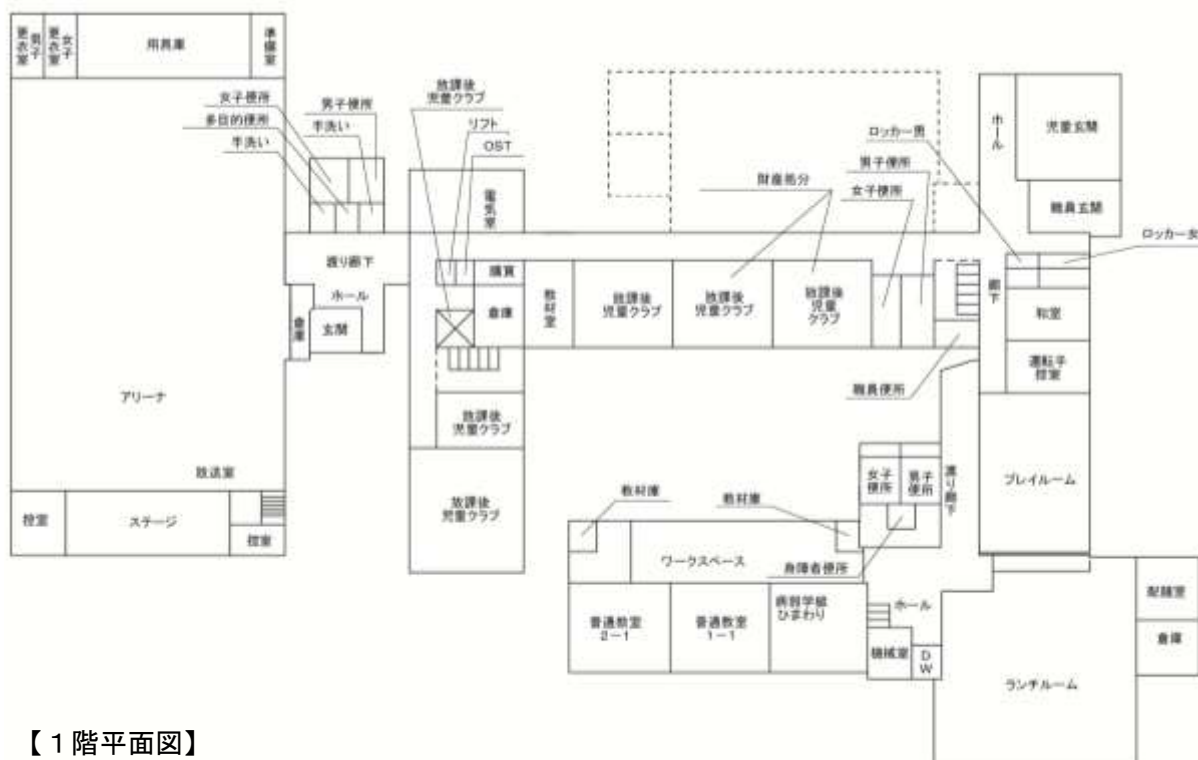
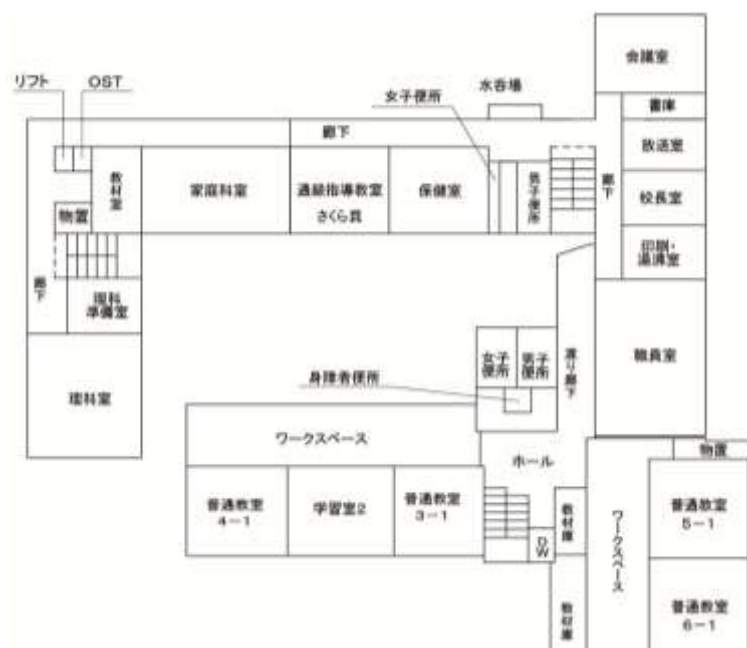


各階平面図

【3階平面図】



【2階平面図】



【1 階平面図】

(2) 富来中学校の現状（令和6年能登半島地震前）

令和6年能登半島地震発生前における富来中学校の施設の概要及び施設・諸室の配置は以下の通りです。

表 富来中学校の施設の概要

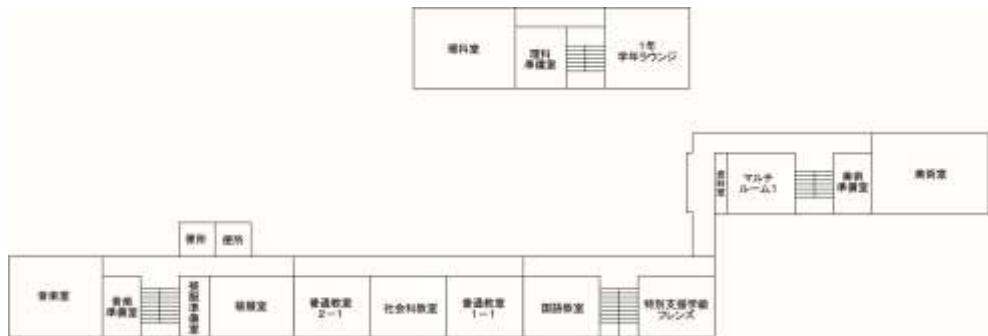
施設名	棟数	延床面積	棟名称	建築年	耐震基準	耐震補強
志賀町立 富来中学校	9棟	7,595 m ²	校舎	昭和38年	旧耐震	実施済
			校舎	昭和49年	旧耐震	実施済
			校舎	昭和56年	旧耐震	実施済
			体育館	昭和45年	旧耐震	実施済
			体育館	昭和54年	旧耐震	実施済

出典：志賀町公共施設等総合管理計画【平成29年3月策定（平成30年2月一部改訂）】

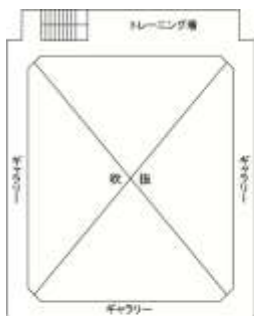
配置図



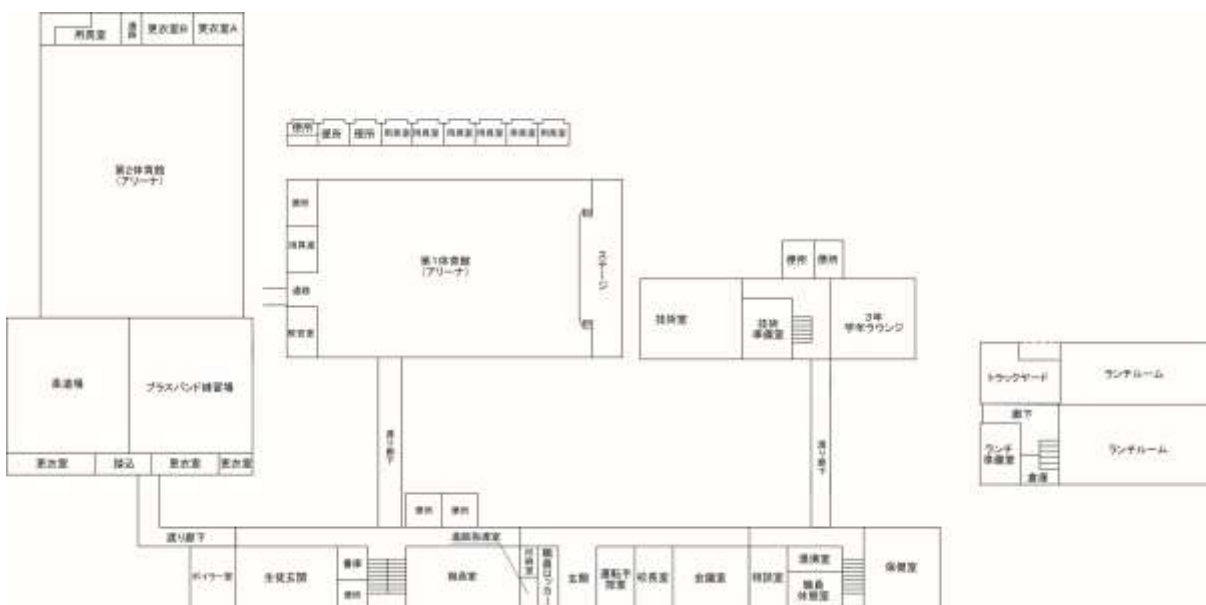
各階平面図



【3階平面図】



【2階平面図】



【1 階平面図】

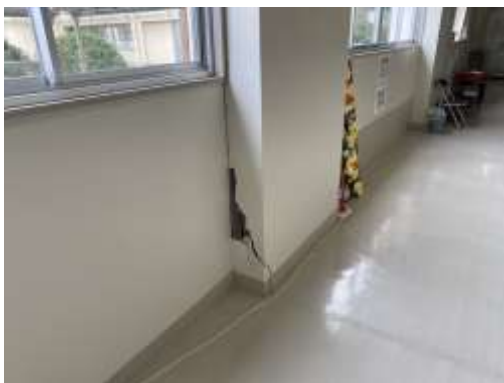
(3) 富来小・中学校の現状（令和6年能登半島地震後）

令和6年能登半島地震では、富来小学校、富来中学校ともに大きな被害を受けました。特に富来小学校においては、主要構造部分の柱の損傷や地盤沈下による建物の傾きが著しく、危険であることから、校舎等の使用ができなくなり、現在、富来中学校の空き教室等を間借りしている状況です。

【富来小学校の被災状況】

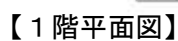
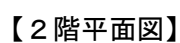
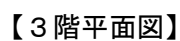


【富来中学校の被災状況】



現在の富来小・中学校の平面図を次ページに示します。

各階平面図



-  : 小学校使用諸室
 : 中学校使用諸室
 ※上記以外は共用エリア

3-2 計画地及びその周辺の状況

(1) 計画地の状況

計画地の概要

住 所	志賀町富来領家町ハ1番地1 ほか
面 積	約3.1ha
区域区分	白地地域
容積率/建ぺい率	100%/50%



(2) 計画地周辺の状況

1) ハザードの指定状況

計画地周辺においては、土砂災害・洪水のハザードに指定されていません。

また、本町では、津波災害におけるハザード指定を行っていませんが、石川県津波浸水想定区域図によると、計画地周辺は浸水想定区域に指定されていません。



出典：石川県

図 石川県津波浸水想定区域図（最大浸水深予測図）

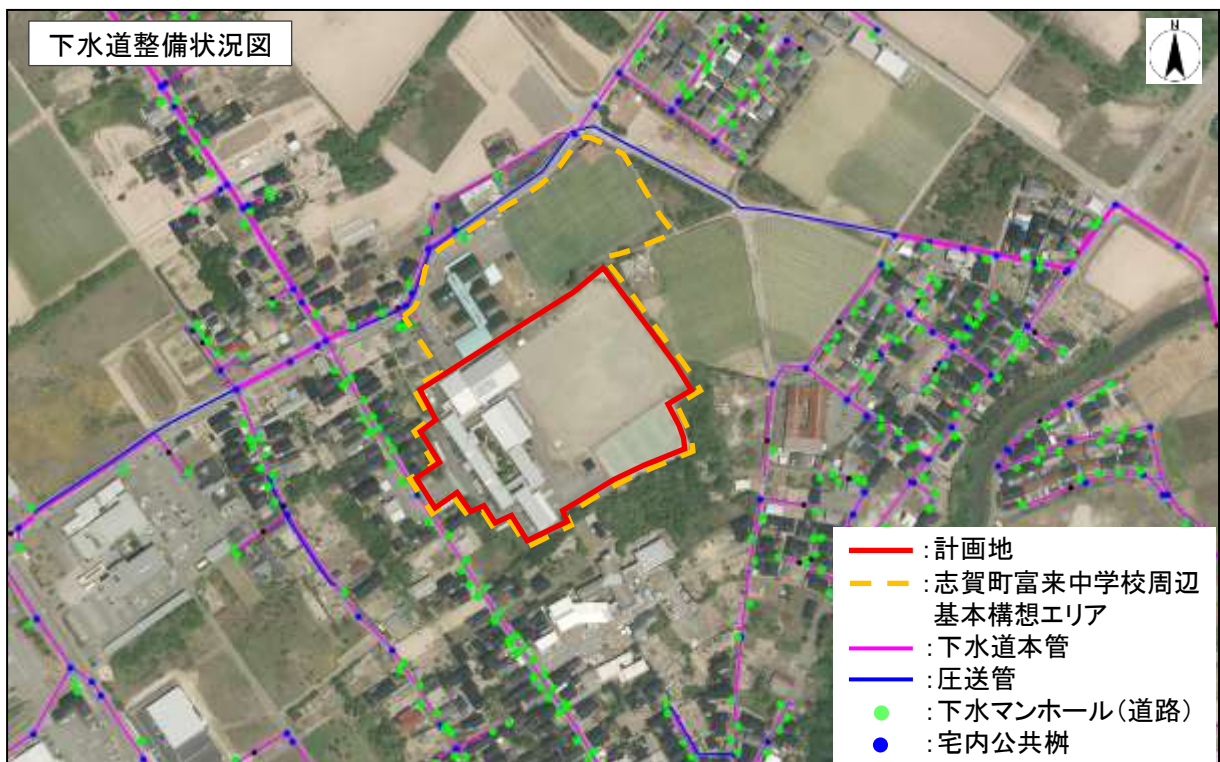
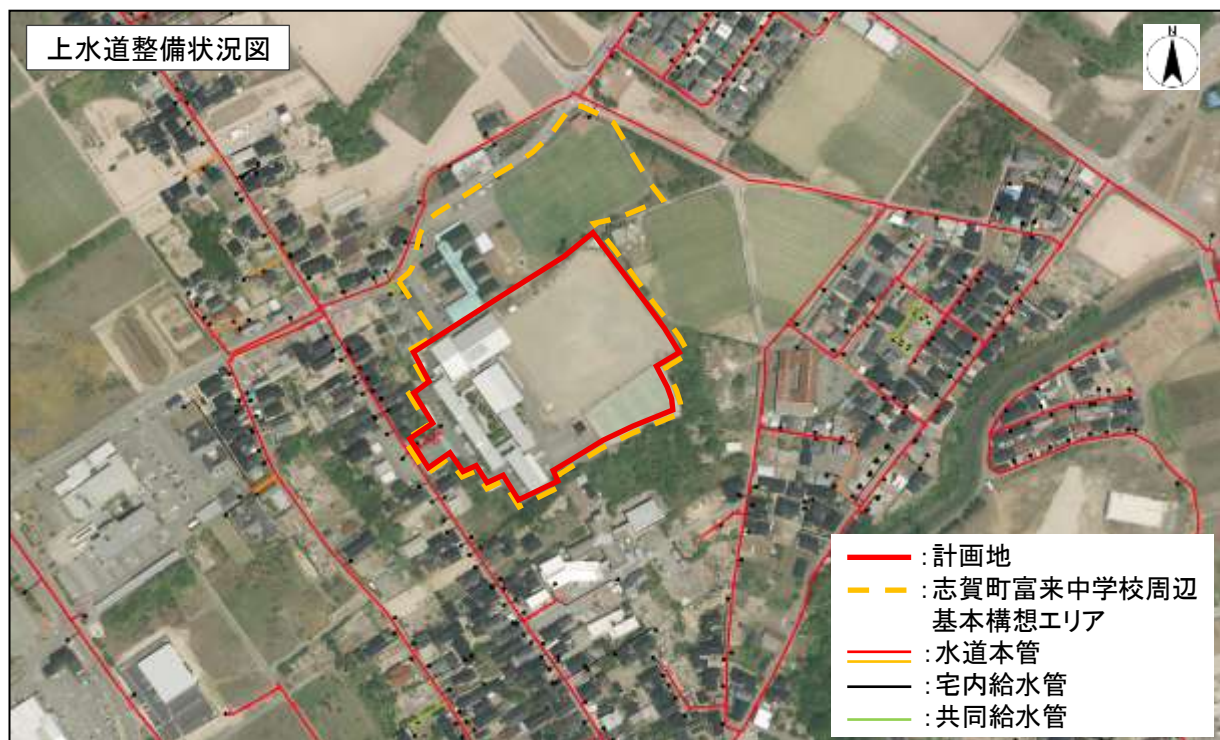
2) 道路の整備状況

計画地に接して南西側に町道 1001 地頭町中浜線、北西側に町道 5045 中学校線が通っているほか、南側には都市計画道路 領家町八幡線が計画されています。



3) 上下水道の整備状況

上下水道は、計画地に接する周辺道路に整備されています。



4) 塩害の影響

「設計要領（道路編）_第9章 橋梁_表 9.12 塩害の影響地域区分（北陸地方整備局管内）」（令和4年4月改訂版_国土交通省北陸地方整備局）では、海岸線より 700mまでを影響を受ける範囲としており、計画地及びその周辺はわずかに海岸線から 700mの外側に位置しています。

表 9.12 塩害の影響地域区分（北陸地方整備局管内）

地域区分B	海岸線からの距離	対策区分	塩害の影響度合い
新潟県 富山県 石川県	海上部及び海岸線から 100m	S	影響が激しい
	100mをこえて 300mまで	I	影響を受ける
	300mをこえて 500mまで	II	
	500mをこえて 700mまで	III	

※海岸線が明確でない場合は、海岸管理者に確認すること。



3-3 施設規模に関する条件の整理

(1) 富来小学校における将来児童数・学級数の想定

富来小学校における児童数は年々減少することが想定されており、富来義務教育学校の開校が予定されている令和11年度には6学年合わせて55人と想定されています。

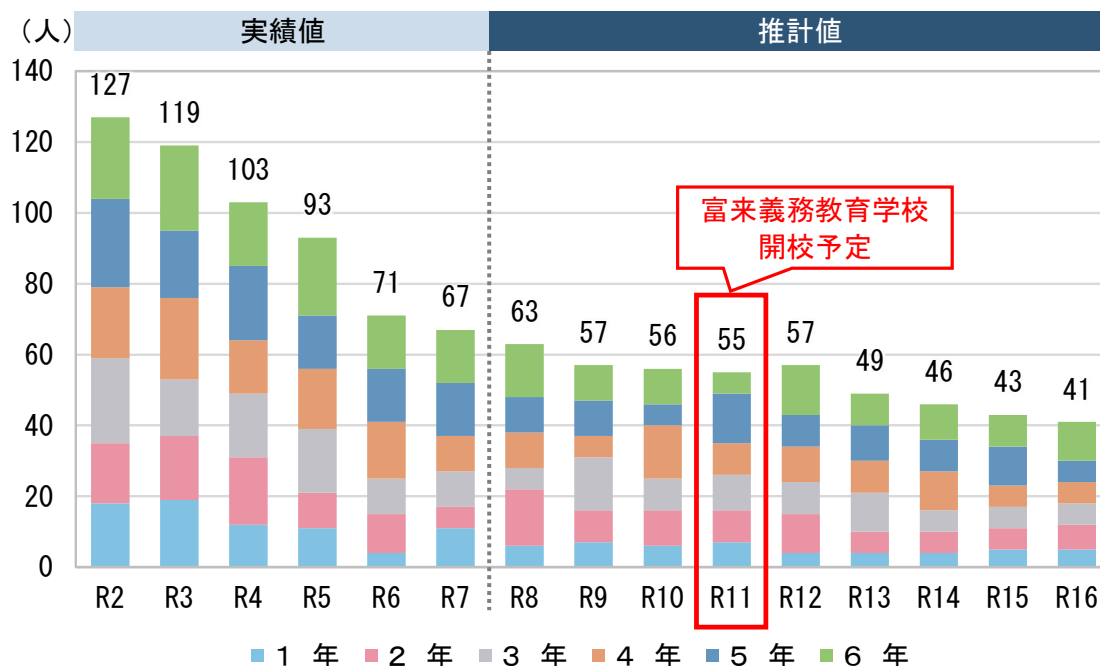
また、令和7年度、2年生と3年生は複式学級となっており、今後も複式学級となる学年が出てくることが想定されます。

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
1 年	18	19	12	11	4	11	6	7	6	7	4	4	4	5	5
2 年	17	18	19	10	11	6	16	9	10	9	11	6	6	6	7
3 年	24	16	18	18	10	10	6	15	9	10	9	11	6	6	6
4 年	20	23	15	17	16	10	10	6	15	9	10	9	11	6	6
5 年	25	19	21	15	15	15	10	10	6	14	9	10	9	11	6
6 年	23	24	18	22	15	15	15	10	10	6	14	9	10	9	11
合 計	127	119	103	93	71	67	63	57	56	55	57	49	46	43	41

※令和7年度までは各年4月1日時点実績値、令和8年度からは推計値
(特別支援学級児童数は除く)

※ は複式学級または複式学級になる可能性がある学年

データ出典：志賀町



図表 富来小学校における児童数の推移

(2) 富来中学校における将来生徒数・学級数の想定

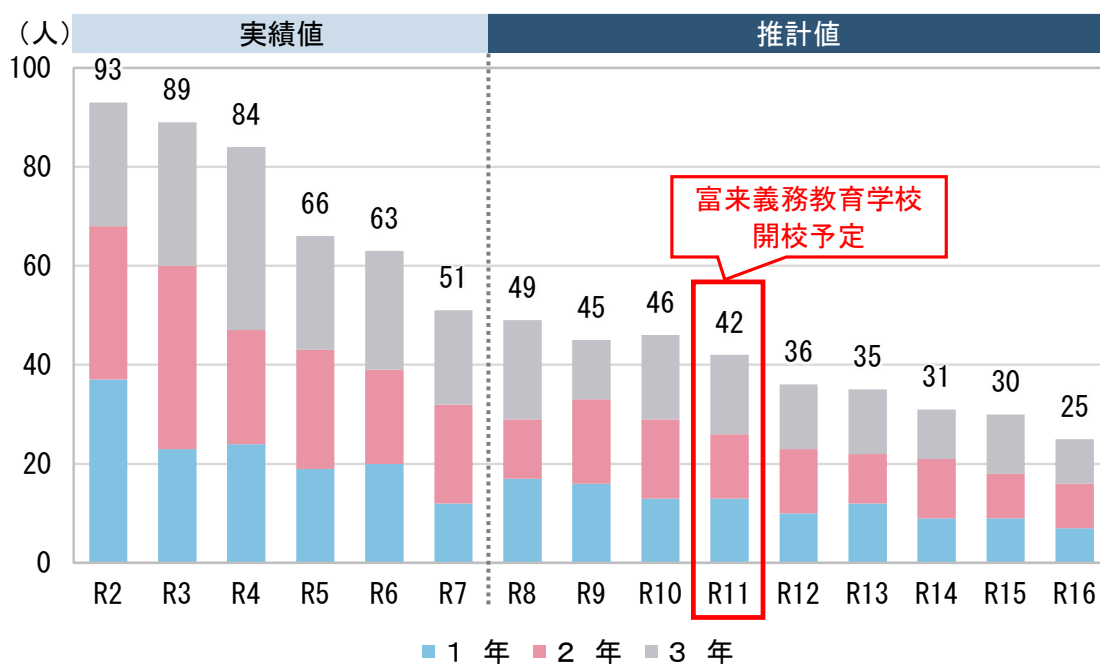
富来中学校における生徒数は年々減少することが想定されており、富来義務教育学校の開校が予定されている令和11年度には3学年合わせて42人と想定されています。

一方、学級数は、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（以下「義務標準法」という。）に規定する学級編制の標準によると、令和16年度まで複式学級にはならないと想定されています。

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
1 年	37	23	24	19	20	12	17	16	13	13	10	12	9	9	7
2 年	31	37	23	24	19	20	12	17	16	13	13	10	12	9	9
3 年	25	29	37	23	24	19	20	12	17	16	13	13	10	12	9
合 計	93	89	84	66	63	51	49	45	46	42	36	35	31	30	25

※令和7年度までは各年4月1日時点実績値、令和8年度からは推計値
（特別支援学級生徒数は除く）

データ出典：志賀町



図表 富来中学校における生徒数の推移

○義務標準法に規定する学級編制の標準

<小・中学校>

	小学校	中学校
・同学年で編制する学級	35 人	40 人
・複式学級（2 学年）	16 人※	8 人
・特別支援学級	8 人	8 人

※1 年生を含む場合は8 人

(3) その他の前提条件

富来小学校、富来中学校の令和7年度における特別支援学級数は、富来小学校が3クラス（つくし、わかば、ひまわり）、富来中学校が1クラス（フレンズ）となっています。

表 富来小学校・富来中学校における特別支援学級数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
富来小学校	2	1	1	3	3	3
富来中学校	1	1	1	2	1	1

また、富来放課後児童クラブの入所人数は、年々減少傾向であり、令和6年度からは、クラス数が1クラスとなっています。

表 富来放課後児童クラブ入所人数・クラス数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
平 時	53	54	48	41	25	27
夏休み	49	57	50	45	32	31
クラス数	2	2	2	2	1	1

3-4 義務教育学校整備における課題

上位関連計画や施設の現状等を踏まえた義務教育学校整備における課題は以下の通りです。

課題1 子どもたちが安全・安心に学ぶことができる学校施設が必要

現行施設の老朽化や富来小学校が富来中学校の空き教室を使用している状況を踏まえ、子どもたちが安全・安心に学ぶことができる教育環境を確保することが必要です。

近年の学校教育活動においては、共生社会の実現に向けて、障がい、性別、国籍などの理由に関わらず様々な子どもたちが安心して同じ学校で教育を受けられるインクルーシブな教育環境の整備が必要となっています。

課題2 児童生徒数の減少に対応した適正規模での施設整備が必要

本町の児童生徒数は、今後も減少傾向にあり、複式学級への対応が求められています。したがって、将来の児童生徒数を見据えた適正な規模・諸室の配置が必要です。

しかし、児童生徒数が減少していく中においても、ICT 環境やインクルーシブ教育等の新たな教育的ニーズに柔軟に対応できる環境づくり、児童生徒が集団の中で多様な考え方に触れ、切磋琢磨できる環境づくりが必要です。

課題3 義務教育学校の特徴を活かした施設整備が必要

「富来地域小中学校における適正規模・適正配置のあり方について」答申書で示されている9年間の一貫教育に対応した施設整備に加え、異学年のつながりの中で交流が生まれるような空間づくりや小・中学校の教職員の連携強化等、義務教育学校の特徴を最大限に活かすことができる施設整備が必要です。

また、志賀町では、児童生徒の発達の早期化への対応、児童生徒が体験する小中のギャップの緩和を図る観点から『4-3-2制※』の導入が検討されており、これらを踏まえた施設整備が必要です。

課題 4 令和 6 年能登半島地震を踏まえた地域の防災拠点施設としての施設整備が必要
 学校施設は、災害時、地域住民の避難所としての役割を担っています。また、
 令和 6 年能登半島地震を踏まえ、大規模災害発生時には多数の避難者が 3 日間
 程度避難することができる防災拠点施設が必要です。

防災拠点施設は、令和 6 年能登半島地震を教訓として、自立エネルギーを確
 保することができる災害に強いオフグリッドの考え方の導入の検討が必要です。

課題 5 地域とともにある学校施設整備が必要

地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による地域の教育力の低下等を踏
 まえ、地域に開かれた学校から一歩踏み出し、地域の人々と目標やビジョンを
 共有し、地域とともに一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」
 が求められています。

そこで、富来地域の豊かな風土・歴史・文化などの教育資源を活用したふる
 さと教育の実現や屋内運動場等の開放や地域交流スペースの確保等、地域学校
 協働活動が可能となる施設整備が必要です。

また、環境負荷の低減に貢献するため、省エネルギー化や自然環境への配慮
 など、環境にやさしい施設整備が必要です。

※『4－3－2制』による学年段階の区切り

義務教育課程の 9 年間を小学校課程 6 年、中学校課程 3 年（6－3 制）ではなく、
 前期（4 年）、中期（3 年）、後期（2 年）に区分し、9 年間を見通した教育課程と
 して編制すること。

就学前	小学校課程 6 年				中学校課程 3 年				
	前期 4 年				中期 3 年			後期 2 年	
	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年	8 年	9 年
	小 1 プロブレムの緩和				10 歳の壁の緩和		中 1 ギャップの緩和		

図 4－3－2 制のイメージ

第4章 義務教育学校整備の理念等

4-1 施設整備基本理念

第2章で整理した上位関連計画の内容や「志賀町富来中学校周辺基本構想」における整備コンセプト『安心・安全な暮らしの中で、子どもたちの笑顔があふれる、富来の『芯』づくり』を踏まえ、本計画における施設整備基本理念を以下のように設定します。

【施設整備基本理念】

地域の次代を担う人づくりを実現する

富来の『芯』づくり

4-2 施設整備基本目標

施設整備基本理念を踏まえ、本計画における施設整備基本目標を以下のように設定します。

基本目標1 安心・安全で快適に学べる学校づくり

誰もが安心して通える学校を実現するため、耐震性・防犯性の確保やバリアフリー環境・ユニバーサルデザインの導入を推進します。

また、大規模災害発生時における地域の防災拠点として、オフグリッドの考え方の導入を検討するなど、防災機能を確保します。

児童生徒が生き生きと元気に学ぶため、採光や通風などの配慮により、快適な教育環境の確保を目指します。

【課題1、2、4、5に対応】

基本目標2 9年間の深い学びを実現する学校づくり

義務教育9年間を見通した教育プログラムや学習スタイルに対応できる教育環境を確保します。

また、『4-3-2制』の導入や小・中学校の接続の円滑化（中1ギャップの解消、児童生徒の心理的な負担の軽減）を念頭においた各諸室の配置、機能的な動線計画を行います。

【課題2、3に対応】

基本目標 3 多様な交流と絆を育む学校づくり

児童生徒による交流活動の推進や小・中学校の教職員による連携強化を実現するため、交流の場を確保するとともに、各諸室の配置や動線計画を工夫します。

また、富来地域避難拠点施設は、平時の地域開放を見据え、地域の方々が活発に情報交換や交流できる空間として、地域開放スペースの配置を検討します。

【課題 2、3、5 に対応】

基本目標 4 富来（ふるさと）の豊かな教育環境を活かした学校づくり

富来地域の豊かな風土・歴史・文化などの教育資源を活用した教育活動を進め、ふるさとを深く知り、ふるさとを愛する学習を展開するため、富来地域の歴史等を学ぶことができるスペースの配置を検討します。

【課題 5 に対応】

基本目標 5 地域課題に柔軟に対応できる持続可能な学校づくり

児童生徒の減少や学習形態の多様化に対し、柔軟に対応可能な諸室を計画します。

校舎への県産材の活用により、暖かみを感じられる空間形成を図るとともに、省エネルギー化をはじめとする環境負荷低減への配慮等、自然環境に配慮した環境にやさしい学校整備を目指します。

【課題 2、5 に対応】

第5章 施設規模・導入機能の検討

5-1 施設規模の想定

(1) 小学校設置基準及び中学校設置基準に基づく想定

1) 小学校

小学校設置基準（平成十四年三月二十九日文部科学省令第十四号）より、校舎と運動場の面積を算出します。

表 校舎、運動場面積の算定（小学校）

設定条件	・R11年度の児童数は、 <u>55人</u> と想定（P17参照）
設置基準	・下表より算出
結 果	①校舎面積： $500+5\times(55-40)=575\text{ m}^2$ ②運動場面積：2,400 m^2

表 小学校設置基準

イ 校舎の面積		ロ 運動場の面積	
児童数	面積(平方メートル)	児童数	面積(平方メートル)
一人以上四〇人以下	500	一人以上二四〇人以下	2400
<u>四一人以上四八〇人以下</u>	<u>$500+5\times(\text{児童数}-40)$</u>	二四一人以上七二〇人以下	$2400+10\times(\text{児童数}-240)$
四八一人以上	$2700+3\times(\text{児童数}-480)$	七二一人以上	7200

2) 中学校

中学校設置基準（平成十四年三月二十九日文部科学省令第十五号）【文部科学省】より、校舎と運動場の面積を算出します。

表 校舎、運動場面積の算定（中学校）

設定条件	・R11年度の生徒数は、 <u>42人</u> と想定（P18参照）
設置基準	・下表より算出
結 果	①校舎面積： $600+6\times(42-40)=612\text{ m}^2$ ②運動場面積：3,600 m^2

表 中学校設置基準

イ 校舎の面積		ロ 運動場の面積	
生徒数	面積(平方メートル)	生徒数	面積(平方メートル)
一人以上四〇人以下	600	一人以上二四〇人以下	3600
<u>四一人以上四八〇人以下</u>	<u>$600+6\times(\text{生徒数}-40)$</u>	二四一人以上七二〇人以下	$3600+10\times(\text{生徒数}-240)$
四八一人以上	$3240+4\times(\text{生徒数}-480)$	七二一人以上	8400

(2) 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令に基づく想定

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第百八十九号）より、校舎と運動場の面積を算出します。

1) 小学校

①校舎

表 校舎、運動場面積の算定（小学校）

設定条件	・R11年度の学級数推移より、普通教室数は6学級と想定 ・特別支援学級数は、3学級と想定 ・二級積雪寒冷地と想定（冬期平均気温零下5℃～0℃まで又は積雪量100cm/月以上300cm/月未満の地域）
必要面積	①校舎面積：$2,468 \text{ m}^2 + 236 \times (6 \text{ 学級} - 6) = 2,468 \text{ m}^2$ ②特別支援学級：3学級 $\times 168 \text{ m}^2 = 504 \text{ m}^2$ ③上記より、①+②=$2,972 \text{ m}^2$（温暖地の場合） ④多目的教室を設ける場合の必要面積 ：$2,972 \text{ m}^2$ (③) $\times 1.108 = 3,292.98 \text{ m}^2$ ⑤多目的教室及び少人数授業用教室を設ける場合の必要面積 ：$2,972 \text{ m}^2$ (③) $\times 1.180 = 3,506.96 \text{ m}^2$ ⑥二級積雪寒冷地の場合：$16 \text{ m}^2 \times 9 \text{ 学級}$（特別支援学級を含む）$= 144 \text{ m}^2$
結 果	④+⑥の場合：$3,436.98 \text{ m}^2$（多目的教室を設ける場合） ⑤+⑥の場合：$3,650.96 \text{ m}^2$（多目的教室及び少人数授業用教室を設ける場合）

表 小学校基準（校舎）

(1) 校舎（義務令7条1項、5項、6項、災害令1条3項） —学級数に応ずる校舎必要面積— (構造：R, 単位：m^2)	
学級数（特別支援学級を除く。）	面積の計算方法
1学級及び2学級	$769 + 279 (N - 1)$
3学級から5学級まで	$1,326 + 381 (N - 3)$
6学級から11学級まで	$2,468 + 236 (N - 6)$
12学級から17学級まで	$3,881 + 187 (N - 12)$
18学級以上	$5,000 + 173 (N - 18)$

注) 1 N……学級数（特別支援学級を除く。）

2 特別支援学級を置く学校の必要面積は、上表によって計算された必要面積に特別支援学級1学級につき168 m^2 を加えた面積とする。

3 多目的教室を設ける学校の必要面積は、学級数（特別支援学級を含む。）に応ずる必要面積に1.108を、多目的教室及び少人数授業用教室（少人数授業に対応した多目的教室を含む。）を設ける学校の必要面積は、学級数（特別支援学級を含む。）に応ずる必要面積に1.180を乗じて得た面積とする。

4 上表の基準は、温暖地の学校の場合であって、当該学校の所在地の積雪寒冷度に応じて行う補正は次表のとおりである。

一 級 積 雪 寒 冷 地 域	二 級 積 雪 寒 冷 地 域
$32 \text{ m}^2 \times N^*$	$16 \text{ m}^2 \times N^*$

*特別支援学級数を含める。

②屋内運動場

表 屋内運動場の算定（小学校）

設定条件	・R11年度の学級数推移より、普通教室数は6学級と想定 ・特別支援学級数は、3学級と想定 ・二級積雪寒冷地と想定（冬期平均気温零下5℃～0℃まで又は積雪量100cm/月以上300cm/月末満の地域）
結 果	・屋内運動場面積：922㎡

表 小学校基準（屋内運動場）

2) 積雪寒冷地 (単位：㎡)	
学 級 数 (特別支援学級を含む。)	面 積
1 学 級 ～ 9 学 級	922
10 学 級 ～ 11 学 級	1,092
12 学 級 ～ 23 学 級	1,258
24 学 級 以 上	1,552

注) 1 級, 2 級積雪寒冷地は、ともにこの表による。

2) 中学校

①校舎

表 校舎、運動場面積の算定（中学校）

設定条件	・R11年度の学級数推移より、普通教室数は3学級と想定 ・特別支援学級数は、1学級と想定 ・二級積雪寒冷地と想定（冬期平均気温零下5℃～0℃まで又は積雪量100cm/月以上300cm/月末満の地域）
必要面積	① 校舎面積：$2,150\text{㎡} + 344 \times (3\text{学級} - 3) = 2,150\text{㎡}$ ② 特別支援学級：$1\text{学級} \times 168\text{㎡} = 168\text{㎡}$ ③ 上記より、①+②=$2,318\text{㎡}$（温暖地の場合） ④ 多目的教室を設ける場合の必要面積 ：$2,318\text{㎡}$ (③) $\times 1.085 = 2,515.03\text{㎡}$ ⑤ 多目的教室及び少人数授業用教室を設ける場合の必要面積 ：$2,318\text{㎡}$ (③) $\times 1.105 = 2,561.39\text{㎡}$ ⑥ 二級積雪寒冷地の場合：$16\text{㎡} \times 4\text{学級} = 64\text{㎡}$
結 果	④+⑥の場合：$2,579.03\text{㎡}$（多目的教室を設ける場合） ⑤+⑥の場合：$2,625.39\text{㎡}$（多目的教室及び少人数授業用教室を設ける場合）

表 中学校基準（校舎）

(1) 校舎（義務令7条1項、2項、5項、6項、災害令1条3項） —学級数に応ずる校舎必要面積— (構造：R, 単位：㎡)	
学級数（特別支援学級を除く。）	面積の計算方法
1 学 級 及 び 2 学 級	848+651 (N-1)
3 学 級 から 5 学 級 まで	2,150+344 (N-3)
6 学 級 から 11 学 級 まで	3,181+324 (N-6)
12 学 級 から 17 学 級 まで	5,129+160 (N-12)
18 学 級 以 上	6,088+217 (N-18)

注) 1 N……学級数（特別支援学級を除く。）

2 特別支援学級を置く学校の必要面積は、上表によって計算された必要面積に特別支援学級1学級につき168㎡を加えた面積とする。

3 多目的教室を設ける学校の必要面積は学級数（特別支援学級を含む。）に応ずる必要面積に1.085を、多目的教室及び少人数授業用教室（少人数授業に対応した多目的教室を含む。）を設ける学校の必要面積は、学級数（特別支援学級を含む。）に応ずる必要面積に1.105を乗じて得た面積とする。

4 上表の基準は、温暖地の場合であって、当該学校の所在地の積雪寒冷度に応じて行う補正は次表のとおりである。

1 級 積 雪 寒 冷 地 域	2 級 積 雪 寒 冷 地 域
32 ㎡×N*	16 ㎡×N*

*特別支援学級数を含める。

②屋内運動場

表 屋内運動場の算定（中学校）

設定条件	・R11年度の学級数推移より、普通教室数は3学級と想定 ・特別支援学級数は、1学級と想定 ・二級積雪寒冷地と想定（冬期平均気温零下5℃～0℃まで又は積雪量100cm/月以上300cm/月末満の地域）
結 果	・屋内運動場面積：1,162㎡

表 中学校基準（屋内運動場）

2) 積雪寒冷地 (単位：㎡)	
学級数 (特別支援学級を含む。)	面 積
1 学級～ 7 学級	1,162
8 学級～13 学級	1,237
14 学級～33 学級	1,511
34 学 級 以 上	1,515

注) 1級、2級積雪寒冷地は、ともにこの表による。

(3) 施設規模の想定

これまでの算定結果を整理すると、下表の通りとなります。

表 小・中学校校舎及び運動場、屋内運動場面積想定

区 分		小学校	中学校
小学校設置基準及び	校 舎	575 ㎡	612 ㎡
中学校設置基準※	運 動 場	2,400 ㎡	3,600 ㎡
義務教育諸学校等の施設費の 国庫負担等に関する法律施行令	校 舎	3,437 ㎡～3,651 ㎡	2,579 ㎡～2,625 ㎡
	屋内運動場	922 ㎡	1,162 ㎡

※小学校設置基準及び中学校設置基準で定める設置基準は、必要な最低基準であり、これらの水準の向上に努めることが求められる。

本計画では、義務教育学校の整備を目的としていることから、小学校と中学校の算定結果を加算した数値を参考値として下表に整理します。

ただし、義務教育学校では、小中学校部門間において諸室や廊下、運動場、屋内運動場など共有部分が多い一方、多様な学年が在籍するため利用区分が必要となる部分もあります。

表 本計画における校舎、運動場及び屋内運動場面積参考値

区 分	本計画における施設規模の参考値
校 舎	約 6,300 ㎡
運 動 場	6,000 ㎡
屋内運動場	約 2,100 ㎡

5-2 主要な施設要素の考え方

(1) 校舎

【群の配置】

- ・管理諸室群は、児童生徒昇降口付近に配置し、児童生徒の安全を確保します。
- ・普通教室群は、義務教育学校としての学年区分を4-3-2制とし、その区分に対応して配置します。
- ・特別教室群は、学年の利用頻度や普通教室との往来性に配慮するとともに、準備室を確保しながら配置します。
- ・児童生徒昇降口と職員・来賓玄関を分離配置します。
- ・児童生徒昇降口は隣接するアクセス道路から出来る限り近接した位置に配置を図ります。
- ・職員・来賓玄関は駐車場からのアクセスに配慮します。

【管理諸室群】

- ・安全管理上、職員室、保健室を屋外運動場に面して配置します。
- ・校長室は来賓玄関からのアクセスが容易となるよう配置します。
- ・児童生徒昇降口空間を介し、児童が職員室あるいは校長室に比較的アクセスし易いよう両室を配置します。
- ・屋外運動場側や普通教室側からのアクセスが容易となるよう保健室を配置します。
- ・来賓の受付等を行う事務室（守衛室）を職員・来賓玄関口と一体的に配置します。
- ・児童生徒用トイレは普通教室に近接して配置します。
- ・児童生徒用トイレ、階段、エレベーターは各階共通の位置に配置します。

【普通教室群】

- ・1～4年生教室を1階に配置します。
- ・5～7年生、8、9年生教室を2階に配置します。
- ・特別支援学級（通級指導教室含む）は普通学級との交流を念頭に配置します。

【特別教室群】

- ・出来る限り普通教室から使いやすい位置に配置します。
- ・音楽教室は、普通教室への音漏れ等の影響を避けるため、普通教室群から離れた位置に配置するとともに、なるべく校舎端部に配置します。また、音楽教室内は防音、防振壁を採用し隣接する教室等への影響を最小限にします。
- ・図書室や多様な学習（自主学習、ふるさと学習等）の場などとして活用できるクリエイティブな学びの空間として、ラーニングセンターを2階に配置します。
- ・ランチルームは配膳室に隣接して1階に配置します。

【防災・避難】

- ・校舎規模、構造に対応し、必要な防火壁、防火扉等を適切に設置します。
 - ・上下移動階段の他、迅速で確実な避難のための階段を配置します。屋内階段（校舎中央部、西側）、屋外階段（東側）の三カ所に配置します。
- ※その他防災上必要な設備等については、建築基準法、消防法等に基づき設置します。

(2) 富来地域避難拠点施設

【基本的レイアウト】

- ・屋内運動場及び放課後児童クラブは校舎との円滑な移動が可能となるように2階、富来地域避難拠点施設※は学校施設との安全管理上の動線の分離や平時における一般利用者の利便性を考慮し、1階に配置します。
- ・各種球技等屋内運動場としての必要な競技面（バスケットボールコート2面）及び、ステージ、必要諸室を配置します。
- ・児童生徒は校舎から連絡通路によって上足のままアクセス可能とします。
- ・一般利用者の屋内運動場へのアクセスは、校舎を経由することなく、富来地域避難拠点施設の1階からアクセスするものとします。

※富来地域避難拠点施設の整備方針及び各室数など具体的な計画は、別途「富来地域避難拠点施設整備基本計画」参照

【必要諸室】

- ・放課後児童クラブ、柔道場（和室）、男女別・多機能トイレ、男女別更衣室、ミーティングルーム、トレーニングルーム、器具庫、部室などを集約配置します。
- ・放送室については、ステージ側の2階に配置します。
- ・会議や各種教室など地域住民が利用できる多目的室を確保します。（平時利用）
- ・災害時は競技面を避難スペース、柔道場（和室）をリラックスルームとして利用します。

【ステージ等】

- ・各種式典、発表の場としてステージを配置します。
- ・ステージ下部は椅子収納台車を格納できるようにします。
- ・ステージ両脇にはステージへの昇降、上部キャットウォークへの階段を設置します。

5-3 導入諸室等の検討

小学校施設整備指針及び中学校施設整備指針（ともに文部科学省【R4.6】）に基づき、今回新たな義務教育学校建設にあたって導入する諸室を以下に示します。

（１）屋内施設

表 屋内施設への導入諸室一覧（１／３）

区分	諸 室	概 要
1) 普通教室群	①普通教室	・通常の授業を受けるための教室
	②特別支援学級 （通級指導教室含む）	・学習障害（LD）、注意欠如/多動症（ADHD）、高機能自閉症等の児童生徒を含め、障がいのある児童等教育上特別な支援を必要とする児童生徒のための教室 ・現小中学校における学級数を踏まえ、4室計画
2) 特別教室群	①理科室	・実験、観察等に必要な各種設備を備えた教室 ・小・中学校において使用する器具が異なること、授業での利用頻度が高く、授業前に器具等の準備が発生することを踏まえ、2室計画
	②音楽室	・主に音楽の授業を行う教室 ・視聴覚室の機能を合わせて計画 ・部活動での利用も想定し、他の特別教室より広い空間として1室計画
	③美術室・ 図画工作室	・図画工作、美術の授業において表現活動を行う教室 ・小・中学校において使用する器具が異なること、作品の一時保管が必要になることを踏まえ、2室計画
	④家庭科教室	・調理や被服に係る実習のための教室 ・授業数が少なく、普通教室での座学で対応できる範囲も多いことから、被服室と調理室の機能を兼用する。 ・児童生徒の体格差に対応する必要があるが、高さ調整機能付き調理台の採用等で対応可能なため、1室計画
	⑤技術室	・木工、金工、電気など、ものづくりや技術的な課題解決を学ぶための教室 ・主に高学年の利用が中心であり、授業数も少ないため、1室計画
	⑥多目的教室	・英語などの授業や習熟度別・少人数授業を行うための教室 ・普通教室の予備教室としての機能を有し、1室計画
	⑦ラーニングセンター	・従来の図書室やコンピュータ室、多目的室などを統合・再編成した、子ども達の主体的・協働的な学びを支える学習空間 ・富来ふるさと学習コーナーを併設 ・普通教室からのアクセス性、利便性に配慮した配置に、1室計画

表 屋内施設への導入諸室一覧（２／３）

区分	諸 室	概 要
3)管理 諸室 群	①校長室	・ 校長の執務のほか、来客の応接室を兼ねる
	②職員室	・ 学校職員が待機し、授業準備等を行う部屋 ・ 小・中学校の教職員による連携強化を実現するため、一体的に計画（１室） ・ 職員室とは別に、普通教室に近いフリースペース内に教師待機場所（机と椅子を配置）を確保
	③保健室	・ 健康診断、健康相談、救急処置等を行うための部屋 ・ シャワー室、カウンセリング室を併設 ・ 学校事務を行う部屋 ・ 来訪者等の記帳や名札の受け渡しなどを行う場所
	④事務室（守衛室） 等	・ 学校の事務、学校への訪問者の受付・管理等を行う部屋 ・ 必要に応じスクールバス運転手や校務員の待機場所を兼ねる
	⑤会議室（応接室）	・ 教職員が各種会議に用いる部屋及び来客に対応する部屋 ・ 間仕切り壁等により空間を分けることも可能 ・ PTA の会議にも利用
	⑥印刷室・放送室	・ 資料等の印刷、校内放送等を行う部屋
	⑦相談室	・ 児童生徒、保護者等からの各種相談を受けるプライバシーに配慮した部屋
	⑧職員用更衣室	・ 職員の着替えに用いる部屋（男女別） ・ シャワールームを併設
	⑨トイレ、手洗い等	・ 児童生徒用とは別に設ける職員、来客者、PTAが利用するトイレ、手洗い場
	⑩倉庫	・ 学校施設の管理に必要な各種道具等を保管する倉庫
	⑪機械室	・ 学校施設が提供する水道・電気・冷暖房などの各種機能を維持するための装置が備え付けられた部屋

表 屋内施設への導入諸室一覧（３／３）

区分	諸 室	概 要
4) 共通空間	①配膳室	・給食の準備を行う場所
	②ランチルーム	・各学年が集いながら昼食を取る空間 ・児童生徒間の交流促進をはじめ、場合によっては保護者間や地域との交流会など多目的な空間として活用
	③フリースペース	・廊下と一体的で、児童生徒の交流の場、展示・作業スペース等となる空間 ・児童生徒が滞留できる中庭的な空間
	④玄関・昇降口	・出入口に配置される玄関 ・上下足箱、傘立て、スロープなどを配置 ・児童生徒用とは別に職員・来賓用玄関を設置
	⑤トイレ、手洗い場、流し場、水呑場	・児童生徒数に対応した男女別、多機能トイレ、手洗場、水呑場等
	⑥廊下・階段・エレベータ	・校舎内の水平、垂直移動の経路、避難路としても機能 ・車いす利用者、けが人等のためのエレベーター
	⑦教材・教具の作成収納空間	・教材、教具及び児童の作品等を種類に応じ、分類して保管、管理する空間
	⑧児童生徒会室	・児童生徒会の活動、作業の場、PTA 会合等にも利用
5) 屋内運動場 ※富来地域避難拠点施設は別途 「富来地域避難拠点施設整備 基本計画」参照		・主に屋内で体育を行う体育館、儀式的行事、各種集会、発表会等の会場 ・放課後児童クラブ、柔道場（和室）のほか、トイレ、トレーニングルーム等必要諸室を配置 ・災害時には屋内運動場競技面を避難スペースとして、柔道場（和室）をリラックスマルームとして利用

(2) 屋外施設

表 屋外施設への導入諸室一覧

諸 室	概 要
①屋外運動場	・運動や遊戯を行う広場で、主に屋外での体育や、昼休みなどの遊び場として使用 ・据え置き型の遊具施設を校庭の一面に設置 ・校庭を利用する部活動に対応した部室（独立棟）の設置 ・災害時には主に避難者の駐車スペースとして活用
②屋外教育環境施設	・オープンスペースでの環境学習等に利用
③緑地	・高木、中木、低木、生垣などの植栽 ・エントランス空間をはじめ、敷地周囲など景観的配慮、防犯、防じん、防音等が必要な箇所に配置
④その他	・門扉、境界フェンス、駐車場、駐輪場、スクールバス乗降場所など

(3) 導入諸室の機能構成イメージ

次に示す基本的考え方に基づき、導入する諸室の区分同士の機能的な繋がりや位置づけを概念的に捉えた機能構成イメージを以下に示します。

- 「フリースペース」を校舎ゾーンの「芯」と位置づけ、各群と連携が図りやすい校舎ゾーン中央部に配置し、多様で豊かな学習環境の創出に資する機能構成とします。
- 「ラーニングセンター」や「保健室」についても、フリースペースをはじめ、普通教室群との関連性に配慮した機能構成とします。
- 普通教室群は、特別教室群の利便性などを踏まえながら、学年編制のまとまりに配慮した機能構成とします。

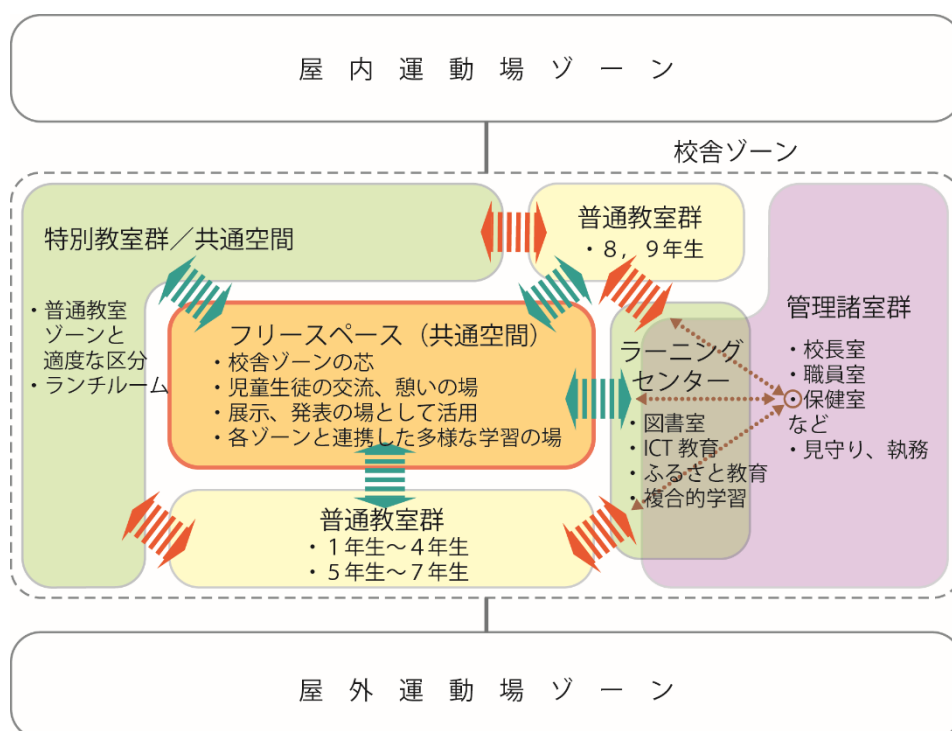


図 機能構成イメージ

5-4 導入諸室の規模の設定

(1) 主要な諸室規模の基本的考え方

諸室規模の設定にあたっては、文部科学省や関係機関による各諸室に係る諸元や一般的な設定目安のほか、各諸室の使い方や空間的役割など、定量的、定性的な観点を総合的に考慮し設定します。

1) 普通教室

旧富来小・中学校における普通教室の面積は、概ね $63\text{ m}^2\sim 65\text{ m}^2$ です。

文部科学省が進める GIGA スクール構想や多様な学習への対応などが求められている近年では、それより広い面積を有する事例が多く見られますが、本町における将来の児童生徒数の推計値を踏まえ、本計画では最低限旧富来小・中学校と同等の広さを確保することとし、 64 m^2 ($8\text{ m}\times 8\text{ m}$) と設定します。

表 普通教室の規模比較

旧	本計画
富来小・富来中とも 概ね $63\text{ m}^2\sim 65\text{ m}^2$	64 m^2 ($8\text{ m}\times 8\text{ m}$)

2) 特別教室（図書室を除く）

旧富来小では概ね $80\text{ m}^2\sim 90\text{ m}^2$ 程度、旧富来中では概ね $90\text{ m}^2\sim 110\text{ m}^2$ 程度です。

本計画においては、より充実した学習が可能となるスペースを確保することを目指し、旧小中学校より広い面積を確保します。

また、特別教室に必要な準備室（薬品や教材等の保管庫も兼ねる）も、ゆとりある面積が必要です。

よって、特別教室の面積については、建築的合理性を念頭に、準備室も含め上記普通教室の2倍の 128 m^2 を基本に設定します。

表 特別教室（図書室を除く）の規模比較

旧	本計画
富来小：概ね $80\text{ m}^2\sim 90\text{ m}^2$ 富来中：概ね $90\text{ m}^2\sim 110\text{ m}^2$	128 m^2 （準備室含む） （普通教室の2倍）

3) ラーニングセンター

図書室は、旧富来小では約 150 m²、旧富来中では約 175 m²です。

本計画においては、従来の図書機能に加え、ICT学習など、より多様な学習利用を想定し、快適に読書や学習・研究ができる空間として計画します。また、図書室内に「ふるさと学習コーナー」を併設することを踏まえた面積を確保することとし、旧富来小・中学校と同等の大きさを確保します。

表 図書室・ラーニングセンターの規模比較

旧	本計画
富来小：約 150 m ² 富来中：約 175 m ² } 計 325 m ²	ラーニングセンターとして 300 m ² 程度

4) ランチルーム

旧富来小では約 260 m²、旧富来中では2室計約 300 m²です。

本計画においては、ランチルームは全児童生徒及び教職員が給食を取る場として機能することはもとより、複数クラスの集会や、保護者同士の交流の場など多目的に利用することを想定します。

一般的にランチルームなどは、1 m²/人を目安として計画されることを踏まえ、本計画においては、児童生徒数合計（特別支援学級含む）約 110 人、教職員合計約 30 人、総計 140 人程度が最低限同時に利用可能な面積を確保しつつ、多目的な利用も想定し、概ね 250 m²程度と設定します。

表 ランチルームの規模比較

旧	本計画
富来小： 約 260 m ² 富来中：計約 300 m ²	250 m ² 程度 (多目的な利用も想定)

5) 職員室

旧富来小では約 110 m²、旧富来中では約 100 m²です。

一般的には、事務所等の執務スペースは4～6 m²/人であることから、教職員数を 30 人程度とすると、概ね 120 m²～180 m²が必要です。

義務教育学校において『4－3－2制』が採用されることを踏まえ、教員同士の連携や調整などを緊密に行う必要があります。

従って、個々のゆとりある執務スペースに加え、複数の教員が集まれる打合せスペースなど、機能的で快適な室内空間を確保するものとし、本計画においては旧小中職員室の合計面積と同等の 200 m²程度と設定します。（会議室や教材庫・倉庫のほか、印刷室、放送室、給湯室などは別途確保します。）

表 職員室の規模比較

旧	本計画
富来小：約 110 m ² 富来中：約 100 m ²	200 m ² 程度

(2) 導入諸室の想定規模

1) 屋内施設

区分／諸室・施設諸室・施設	室数	面積(㎡)	備 考
1. 校舎(A)	—	5,564	延べ床面積(a)+(b)+(c)
1-1 ～1-8 教室棟 小計(a)	32	4,255	
1-1 普通教室	9	576	各学年1クラス、64㎡／室
1-2 特別支援教室	4	256	64㎡／室
1-3 特別教室	9	1,312	128㎡／室を基本
-1 美術・図画工作室	2	256	準備室含む
-2 理科室	2	232	準備室共用
-3 音楽室	1	208	準備室含む、隣接諸室との遮音性確保
-4 技術室	1	128	準備室含む
-5 家庭科室	1	128	準備室含む
-6 ラーニングセンター	1	296	ライブラリ、PCブース、富来ふるさと学習コーナー等
-7 多目的教室	1	64	外国語教室等として利用
1-4 配膳室	1	64	給食配送車が乗り付けられる位置に配置
1-5 ランチルーム	1	256	配膳室、家庭科室と隣接配置
1-6 トイレ・階段・エレベータ	7	338	利便性等を考慮し適切に配置
-1 児童生徒用トイレ	3	192	男女別・多機能トイレ
-2 中央階段・エレベータ	2	82	エレベータは車いす利用者、けが人等の利用
-3 西側階段	2	64	屋外への避難経路として利用
1-7 児童生徒会室	1	56	児童生徒会の会議、作業場、PTA会合等にも利用
1-8 廊下(オープンスペース)	—	1,397	多目的スペース等として活用(教員待機スペース含む)
1-9 職員室等管理諸室 小計(b)	30	1,249	
-1 職員室	1	205	打ち合わせスペース含む
-2 校長・応接室	1	40	応接室含む、文書保管棚等
-3 会議室	2	70	職員室隣接
-4 守衛室(事務室)	1	40	2～3名程度と想定、必要に応じスクールバス運転手、校務員待機場所含む
-5 保健室	1	100	校庭側に配置、カウンセリング室、シャワー室併設
-6 印刷室	1	12	職員室に隣接、印刷機器設置、備品庫等含む
-7 放送室	1	12	職員室に隣接、校庭側に配置、放送機器設置、備品庫等含む
-8 職員更衣室	1	64	男女別、シャワールーム併設
-9 職員・来賓玄関	1	24	児童生徒昇降口とは別に配置
-10 機械室	1	64	想定
-11 昇降口	1	192	児童生徒用、上下足箱、傘立て等
-12 職員・来賓トイレ	1	64	男女別、多機能トイレ
-13 相談室	2	20	出入口から分かりやすい位置に配置
-14 職員休憩室	1	22	職員室に隣接(ミニキッチン設置)
-15 給湯室	1	10	職員室に隣接
-16 倉庫	13	310	教材庫等として活用
1-10 渡り廊下(c)	1	60	校舎2階から屋内運動場へのアクセス動線
2. 屋内運動場(B)	15	2,764	延べ床面積
-1 競技面及び周辺	1	1,800	バスケットボールコート2面、災害時には避難スペースとして利用
-2 ステージ	1	240	ステージ下部椅子収納台車格納、両脇階段
-3 柔道場	1	60	和室としても利用、収納付
-4 トレーニングルーム	1	48	各種トレーニングマシン
-5 ミーティングルーム	1	48	部活動ミーティング、控え室等、災害時にも利用
-6 更衣室	2	64	男女別、シャワールーム併設、ロッカー、洗面台
-7 トイレ	1	40	男女別、多機能トイレ
-8 部室	2	52	現状を踏まえ室数想定
-9 器具庫	1	40	体育館内部に面して配置
-10 放課後児童クラブ	1	128	普通教室の2倍、事務室、静養室、手洗い場、給湯室等含む
-11 出入口	1	30	ステージに向かって正面中央部に配置
-12 放送室	1	20	ステージ脇上部に配置
-13 階段・エレベータ	1	50	授業時間内は防犯上使用不可
-14 廊下	—	144	校舎への連絡口は一般解放時施錠
屋内施設合計 (A)+(B)	—	8,328	総延べ床面積

※室数、面積は基本計画における想定であり、今後基本設計時等に変更することがあります。

※屋内運動場の整備方針及び各室数など具体的な計画は、別途「富来地域避難拠点施設整備基本計画」参照

2) 屋外施設

区分／諸室・施設諸室・施設		面積(㎡)	備 考
3. 駐車場(C)		460	延べ床面積
3-1	来賓・一般駐車場	460	校舎に沿って配置
4. 校庭等(D)		17,217	延べ床面積
4-1	校庭	15,627	200mトラック、100m直線コース
4-2	エントランスコート	1,200	正門周辺(通路、駐輪場、シンボルツリー、植栽含む)
4-3	水飲み場・手洗場	5	想定
4-4	花壇・学習菜園	65	想定
4-5	遊具広場	320	想定
5. 植栽帯、オープンスペース(E)		2,095	延べ床面積
5-1	はらっぱ広場(オープンスペース)	580	屋外運動場南側
5-2	学習の森	1,300	屋外運動場南側敷地境界部等
5-3	ランチルーム前緑地	215	
6. その他(F)		1,210	延べ床面積
6-1	体育倉庫	50	部室と一体配置
6-2	部室	60	30㎡/室
6-3	テニスコート(2面)	1,100	
7. 道路(G)		315	延べ床面積
7-1	給食配送車、災害時駐車場アプローチ	315	
屋外施設合計 (C)+(D)+(E)+(F)+(G)		21,297	

※面積は基本計画における想定であり、今後基本設計時等に変更することがあります。

5-5 動線の考え方

(1) 校舎内動線

1) メイン動線（施設群間動線）

- ・メインエントランス、児童生徒昇降口、管理諸室群、教室群、屋内運動場を連絡する明快な動線を確保します。

2) 屋外との動線

- ・屋外運動場等屋外へは、原則として児童生徒昇降口を経由して行うものとします。

3) 上下移動動線

- ・上下階への垂直動線は、階段を経由し行うものとします。
- ・バリアフリーに配慮し、車いす利用者やけが人等がスムーズに移動可能なエレベータを設置します。

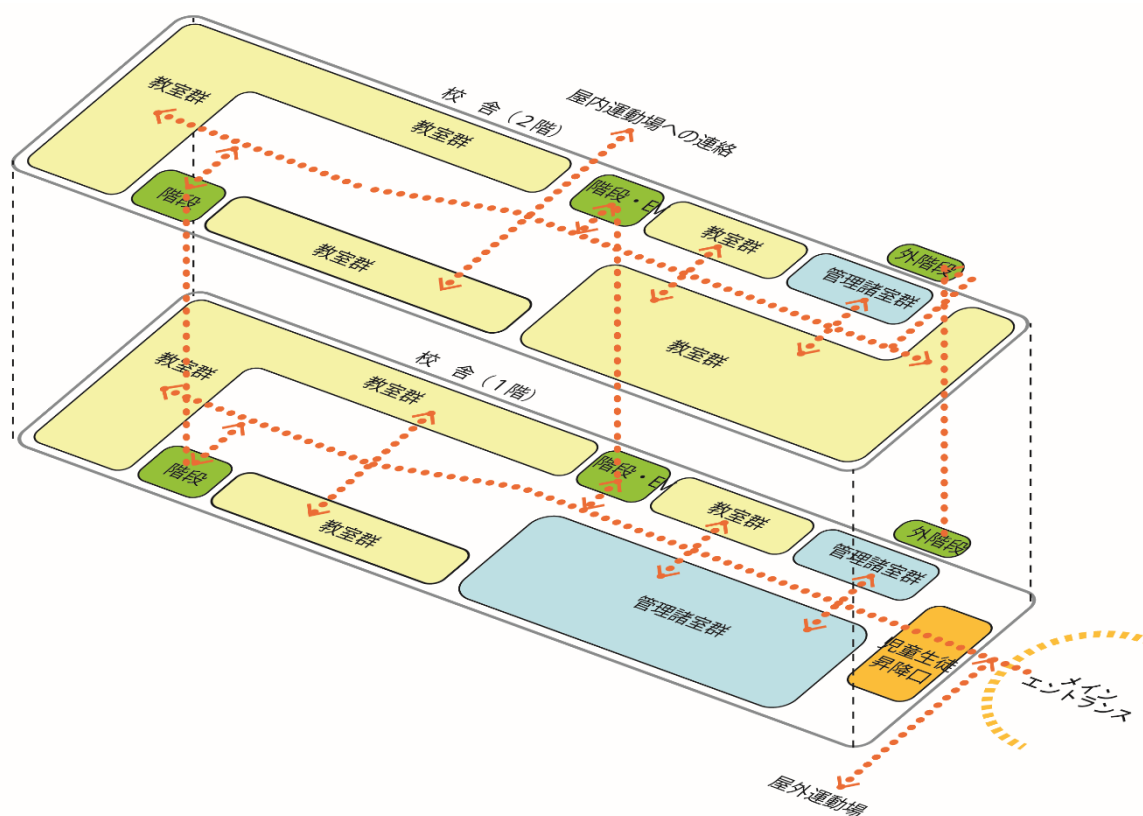


図 校舎内動線の考え方

(2) 車動線

1) アクセス動線

- ・計画地へのメインアクセスは、計画地東側の都市計画道路領家町八幡線を利用します。
- ・サブアクセスとして、メインアクセスから計画地西側の町道 5045 中学校線を連絡する計画地内を東西に走る路線（以下「計画地内東西路線」と言います。）を施設と一体的に整備し位置づけます。

2) 駐車場動線

- ・教職員、一般駐車場へのアクセスは、児童生徒の動線と交錯しないことを基本に、計画地内東西路線を利用します。
- ・富来地域避難拠点施設の一般駐車場へのアクセスは、原則として町道 5045 中学校線から計画地内東西路線を利用します。

3) スクールバス動線

- ・原則として、メインアクセスである都市計画道路領家町八幡線から計画地内東西路線を利用します。

4) 給食配送車動線

- ・原則として、計画地西側の町道 5045 中学校線から計画地内東西路線を利用します。

5) 緊急車両動線

- ・都市計画道路領家町八幡線のほか、屋外運動場にダイレクトに進入可能な計画地南側の町道 1001 地頭町中浜線からのアクセスも確保します。

6) 災害時車両動線

- ・災害時の避難者は原則として町道 5045 中学校線から計画地内東西路線を利用します。
- ・物資搬入車両は原則として都市計画道路領家町八幡線から計画地内東西路線を利用します。

(3) 歩行者動線

1) 通学動線

- ・都市計画道路領家町八幡線の整備にあわせ安全な歩道を確保し、計画地東側や南側などから通学する児童生徒のほか、児童生徒のメインアクセス路として利用します。
- ・計画地北側より町道 5045 中学校線を利用する児童生徒については、計画地内東西路線を利用します。
- ・計画地西側より通学する児童生徒は、町道 1001 地頭中浜線を經由し、南側サブエントランスを利用します。

2) 一般動線

- ・学校への来訪者の動線については通学動線と同様とします。
- ・富来地域避難拠点施設利用者は、町道 5045 中学校線もしくは都市計画道路領家町八幡線から、計画地内東西路線を利用します。

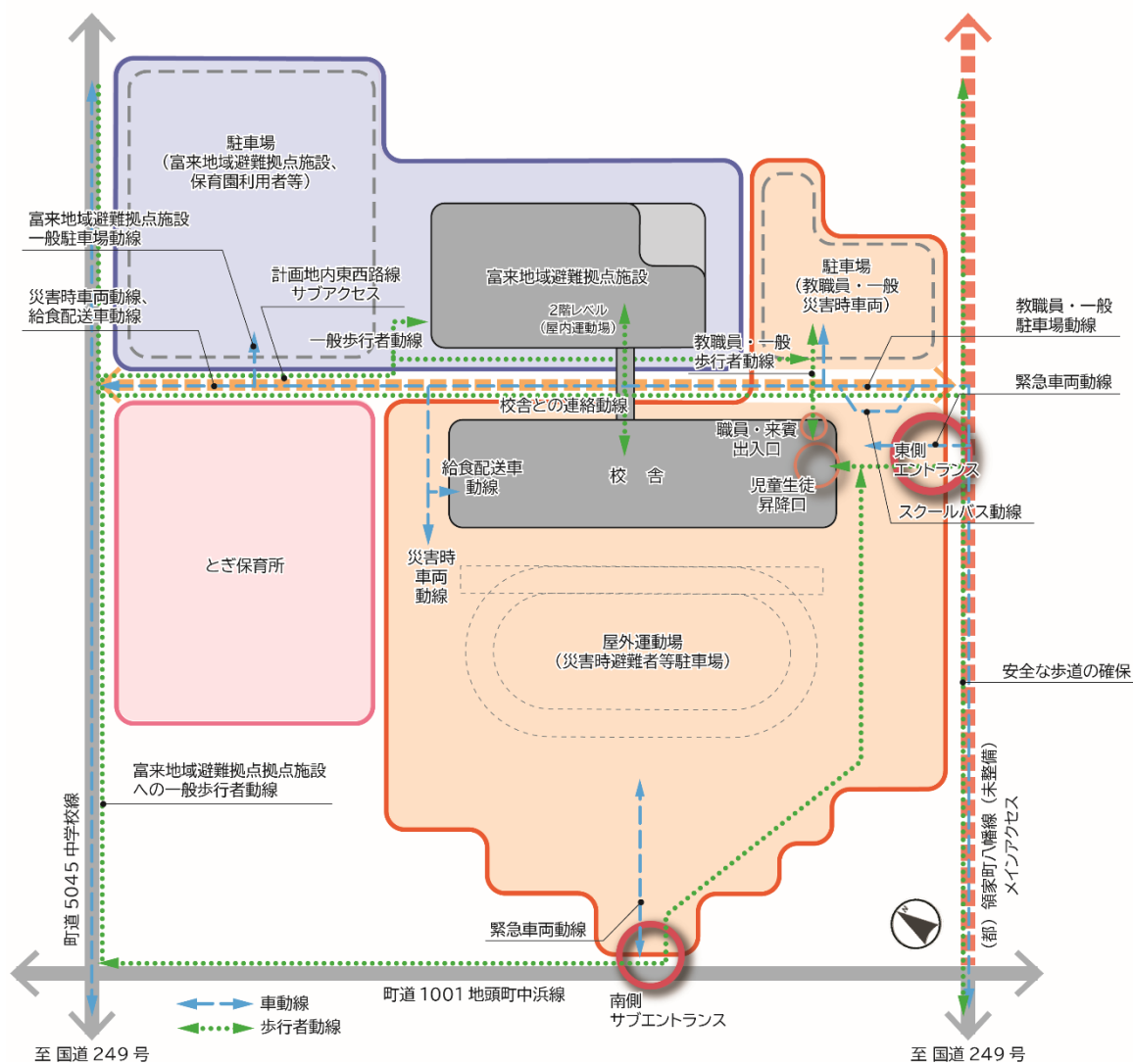


図 車動線・歩行者動線イメージ

(4) 避難動線

1) 校舎

- ・災害発生時において、児童生徒、職員等が安全かつ迅速に避難できるよう、避難路としての有効幅や構造を有した廊下、階段を位置づけます。
- ・校舎より外部へは、児童生徒昇降口、職員・来賓出入口、校舎1階西側及び校舎2階東側を非常口として避難するものとします。

2) 富来地域避難拠点施設

- ・メイン出入口のほか、適切に非常口を配置し避難するものとします。

3) 屋外運動場

- ・屋外運動場からは、東側メインエントランス、南側サブエントランスから避難するものとします。

第6章 施設整備基本計画

6-1 施設整備基本計画

(1) 施設計画

施設規模の設定、施設構成、動線方針及び施設配置方針をもとに、新設義務教育学校整備にかかる各種施設等の整備計画を次の通り整理します。

検討にあたっては、「小学校施設整備指針」、「中学校施設整備指針」（ともに R4.6 文部科学省）に示された各室計画に準拠しながら、施設の機能的・効率的な利用に配慮するものとします。

1) 校舎

①普通教室【普通教室(9)】※

※【 】:主要諸室 ():室数

- ・将来の児童生徒数に応じて各学年1クラスの合計9クラスを基本に、4-3-2制の学年区分ごとに普通教室をまとめて配置し、多様な学習形態に対応する机、ロッカーなどが配置可能な面積、形状とします。
- ・過度な日差しは避けながら、十分な採光、通風等に配慮し、児童生徒が快適に心地よく学習、生活できる環境を確保します。
- ・学習に必要な黒板(前面)、オープンロッカー(背面)等各種設備を適切に設置します。
- ・オープンスペースと一体となった開放的な学習空間としての活用などを念頭に、教室の出入口のフルオープン化についても検討します。

②特別支援学級(通級指導教室含む)【特別支援学級(4)】

- ・児童生徒の障がいの状態や特性等に応じ、特別支援学校施設整備指針を準用します。
- ・障がいの状態に応じた教科指導や、障がいの状態の改善・克服を目的とする指導等の多様な学習活動等に柔軟に対応できる空間を確保します。
- ・障がいの特性を考慮し、安全に配慮した位置、室内環境を確保します。
- ・教室の広さは普通教室と同じ面積としますが、間仕切り可能な仕様とするなど、将来的な需要に柔軟に対応できるよう配慮します。また、電化製品を多く使用するケースに対応するため、できる限り教室内にコンセントを確保します。
- ・障がいのない児童生徒との交流及び共同学習への対応を考慮するとともに、普通教室からの防音に配慮します。
- ・保健室との連絡、トイレ等との関連を念頭にした位置となるよう配慮します。

③特別教室【理科室(2)、音楽室(1)、美術・図画工作室(各1)、家庭科室(1)、技術室(1)、多目的教室(1):計8室】

- ・各教室での学習内容、利用方法等に応じ、児童生徒が安全に、かつ効果的に学習できる適切な規模、形状とします。
- ・多目的教室以外の特別教室については、各授業の準備や機材、作品等の保管場所などとして利用できる準備室を併設します。
- ・実験設備や音響設備、工作機械、調理設備等教科内容に応じて必要な設備を配置します。

④ラーニングセンター・ランチルーム（多目的室）

【ラーニングセンター(1)、ランチルーム(1)】

【ラーニングセンター】

- ・図書室では、必要な書架を確保するとともに、学習等にも活用できる読書スペース、司書カウンター等を適切に配置し、体格差や利用方法の違いなどに配慮した仕様に努めます。また、司書カウンターは、安全管理上、児童生徒の図書室への出入りや書架、読書スペースを見渡せる位置に配置します。
- ・令和6年能登半島地震をはじめとする災害の記録や富来地域の豊かな風土・歴史・文化などを学ぶことができる「富来ふるさと学習コーナー」を併設し、ふるさとへの愛着心等を育みます。
- ・階高はできる限り高く確保し、天窓からの柔らかい光を取り入れながらゆったりと落ち着ける空間を確保します。

【ランチルーム】

- ・配膳室や家庭科室と隣接配置するとともに、全児童生徒が一同に給食等を取ることが可能な空間を確保します。また、児童生徒同士の交流の場や、保護者、地域住民等との交流の場などとして多目的な活用を図ります。

⑤職員・管理諸室【職員室(1)、校長室（応接室含む）(1)、保健室(1)、事務室（受付、守衛等）(1)、会議室(2)、印刷室(1)、放送室(1)、給湯室(1)、職員休憩室(1)、機械室(1)、教材室・倉庫(13)、職員更衣室・シャワー室（男女各1）、相談室(2)、児童生徒会室(1)】

【職員室】

- ・教職員が快適かつ効率的に業務に取り組める場とすることを基本に、全学年の教職員がゆとりを持って利用できる面積を確保します。
- ・教職員同士や教職員と児童生徒が気軽に打合せやコミュニケーションをとれるオープンな打合せブースを設けます。
- ・職員室と一体となった会議室（間仕切り可能）を配置します。
- ・職員室には、印刷室、放送室、給湯室、休憩室、教材室・倉庫を一体的に配置します。
- ・校庭での事故等に迅速に対応できるよう、校庭に面し、直接出入りできる専用出入口を設けます。

【校長室】

- ・校長の執務スペース及び来賓客等の応接室も兼ねて配置します。

【保健室】

- ・児童生徒の健康・安全を管理する場として、カウンセリング室（個室）、シャワー室を併設し、保健業務を効率的に行える適切な規模を確保します。
- ・校庭での事故等に迅速に対応できるよう、校庭に面し、直接出入りできる専用出入口を設けます。
- ・近傍に手洗い、足洗い場等の設備を設置します。

【事務室】

- ・学校の用務や事務作業及び来校者の受付、メインエントランスからの不審者進入防止等の安全管理を行う部屋として、職員・来賓出入口及び児童生徒昇降口に面して配置します。
- ・必要に応じスクールバス運転手や校務員の待機場所としても利用します。

【相談室】

- ・保護者との面談や教育相談に使用する相談室（個室）を配置します。

【児童生徒会室】

- ・児童生徒会活動・作業、PTA 会合等の場として配置します。

⑥配膳室【配膳室(1)】

- ・騒音、臭い等により学習活動に支障を及ぼすことなく、また、配食数に応じたコンテナの出し入れ等に支障の無い面積を確保します。
- ・給食配送車の動線との関係に配慮します。

⑦トイレ等【児童生徒用トイレ(3)、職員・来賓用トイレ(1)、水飲み場(2)】

- ・教室群の児童生徒が利用しやすい位置に配置します。
- ・男女別トイレ、障がい者等の利用に配慮したバリアフリースペースを一体的に配置します。
- ・トイレは、プライバシー性の向上や衛生で明るく、清掃の容易性を確保します。
- ・教職員・来賓用のトイレは、児童生徒用とは別に職員室等管理諸室群に配置します。
- ・水飲み場については、できる限り普通教室に面した位置に配置します。



写真 バリアフリースペース例

<https://www.school-toilet.jp/case/vol26/>



写真 トイレ例

<https://www.yagi-con.co.jp/case/6353/>

⑧階段・エレベータ【階段(2)、エレベータ(1)】

- ・児童生徒が安全に行き来できる幅員を確保します。
- ・車いす利用者やけが等により階段利用が困難な児童生徒等の安全な移動手段としてエレベータを階段と隣接して設置します。

⑨廊下・オープンスペース等【児童生徒昇降口(1)、職員・来賓用玄関(1)、玄関ホール(1)、上下足箱・傘立て(適宜)、廊下・オープンスペース等(適宜)】

- ・登下校時等における利用人数に応じた十分な規模、出入口の幅を確保した昇降口とします。
- ・車いすを利用した者の移動に支障のないバリアフリー構造とします。
- ・職員・来賓用玄関口を児童生徒昇降口とは別に設けます。
- ・昇降口前面には、風雪時等に傘の利用を考慮した空間を確保します。
- ・廊下については、児童生徒が頻繁に利用する重要な動線であり、円滑な移動が可能な幅員を確保します。
- ・教室に面して廊下と一体となったオープンスペース空間を設け、多様な学習をはじめ発表・展示の場、児童生徒間の交流の場などとして有効に活用します。
- ・フリースペース空間に自然な明るさを確保するため、天窓、吹抜などを設け、日差しが差し込む「ひだまり広場」などとして居心地の良い空間形成を図ります。



写真 吹抜のあるフリースペース例

https://www.ishimoto.co.jp/products/education_research/3980/



写真 昇降口例

<http://www.zin-ito.co.jp/works/Educationalfacilities/202011jinmati/index.html>

2) 富来地域避難拠点施設

①屋内運動場【競技面(1)、ステージ(1)、柔道場(和室)(1)、トイレ(2)、更衣室(男女各1)、器具庫(1)、ミーティングルーム(1)、トレーニングルーム(1)、部室(2)、放送室(1)】

- ・バスケットボールコート2面を最低限確保するとともに、多様な運動種目を想定した面積、形状とします。また適切な天井高を確保します。
- ・各種式典や発表・演奏、講演等の場となるステージを配置します。ステージ下部は椅子収納台車の格納場所とします。ステージ両脇にはステージへの昇降、上部キャットウォークへの階段を設置します。
- ・柔道場(和室)は授業での利用のほか、多目的に利用可能な空間として計画します。災害時には畳敷きのリラックスルームとして活用を図ります。
- ・その他、一般の利用も想定した男女別更衣室、運動に利用する道具を収納する器具庫、ミーティングルーム、トレーニングルームを確保します。
- ・ステージ側の2階に放送室を配置します。

②放課後児童クラブ【放課後児童クラブ(1)】

- ・共働きの家庭やひとり親家庭など昼間保護者のいない子どもたちが、放課後や学校が休みの期間中、安全で充実した時間を過ごせるよう放課後児童クラブを富来地域避難拠点施設2階に確保します。
- ・遊戯室・保育室の他、児童更衣室、静養室(体調不良児用スペース)、事務室、ミニキッチン、ランドリー室、倉庫等を配置します。
- ・義務教育学校からのアクセスは渡り廊下を通じて行うこととします。

③避難拠点施設【避難スペース、備蓄倉庫、調理室、トイレ、ベビールーム、シャワー室、洗濯室、事務室、ごみ保管庫、倉庫、図書コーナー、キッズスペース】

※施設の整備方針及び各室数など具体的な計画は、別途「富来地域避難拠点施設整備基本計画」参照

3) 駐車場等

①駐車場等【職員・一般用駐車場、スクールバス乗降場、給食配送車搬入路、駐輪場（適宜）】

- ・職員・一般用駐車場は、校舎に近い位置に配置し校舎へのアクセス性を確保します。駐車台数は60台～70台程度の確保を目指します。同位置にスクールバス駐車場も確保します。
- ・職員・一般用駐車場は、災害時には避難場所や物資搬入車駐車場・転回スペース、炊き出しやランドリーカー等の駐車スペースとして利用します。
- ・富来地域避難拠点施設利用者の一般用駐車場は、主に応急仮設住宅とぎ第2団地として利用している敷地側に配置します。駐車台数は280台～300台程度の確保を図ります。
- ・主に来賓用の駐車場は、校舎に隣接して配置します。駐車台数は20台～30台程度の確保を図ります。
- ・スクールバス乗降場所については、児童生徒昇降口やメインアクセスとなる都市計画道路領家町八幡線に近接する位置に配置します。
- ・給食配送車については、児童生徒の通学動線との交錯を避けつつ、配膳室出入口へのアクセス性に配慮した進入経路を確保します。
- ・駐輪場については、メインエントランス空間の中で適切に配置を図ります。

4) 屋外運動場等

①校庭等【200mトラック(1)、100m直線コース(1)、運動施設（鉄棒等）、遊具施設（ブランコ等）、花壇・学習菜園（適宜）、水飲み場・手洗場（1）、体育倉庫（部室含む）(1)等】

- ・一周200mトラック及び100m直線コースを最低限確保します。
- ・運動競技に支障のない箇所に、鉄棒等の運動施設やブランコ等を備えた「遊具広場」を配置します。
- ・校庭内に運動器具、整備道具、テント、石灰などを保管する「体育倉庫」を「部室」と一体的に配置します。
- ・校庭面については、適度な保水性と良好な排水性を確保します。
- ・校庭に面して「水飲み場・手洗場」を設置します。
- ・鉄棒等の運動施設、ブランコ等の遊具施設とともに、「花壇・学習菜園」についても適切に配置します。
- ・地域の祭礼やイベント会場等としての地域利用について、地域住民の意向を踏まえながら検討します。
- ・屋外運動場は災害時に避難者駐車場として利用を図ります。駐車台数は260台～280台程度の確保を図ります。

(2) 外構計画

① エントランスコート

- ・正門から校舎に至るエントランスコートは、日常的な通路空間として機能することから、透水性、排水性等に配慮した舗装等により快適で高質な空間形成を図るとともに、シンボルツリーなどの植栽等により象徴的であるおいのある空間形成を図ります。
- ・門扉については、不審者の侵入防止や犯罪防止、事故防止等の観点から、守衛室から見通しが良く、死角とならないような位置に配置します。
- ・車両出入口とは交錯せず、児童生徒等の安全性を確保します。

② オープンスペース等

- ・屋外の開放的な空間で心地よく過ごせるよう、トラックやその他の屋外施設に影響がない範囲で、「はらっぱ広場」などオープンスペースの確保を検討します。
- ・自然環境や生態系などの学習の場を提供するため、屋外運動場南側敷地境界部を中心に樹林を主体とした「学習の森」の配置を検討します。

③ 敷地・道路境界部

- ・学校敷地と隣接民地、道路の境界部については、不審者の侵入防止や犯罪防止等の観点からフェンス等を設置します。
- ・フェンス等を設置する際には、周囲からの見通しを妨げるものは避け、視線が通り死角を作らないものにするとともに、閉鎖感や圧迫感を与えないよう留意します。
- ・必要な防犯設備を効果的な位置に設置します。
- ・屋外運動場周辺の住宅や道路等の関係において、防球ネット等を必要に応じ設置します。

(3) 植栽計画

- ・富来中学校の校章として採用されている町の花である「ハマナス」や、旧富来町の木である「モチノキ」をはじめ、地域に馴染み、風土や土壤に適した樹木を選定しながら、高木、低木、植え込み等を適宜配置します。
- ・できる限り通年で花を楽しめるように花木、草花等の配置を図るとともに、四季の変化や生態、生理等を観察することのできるような樹種を選定します。
- ・特に計画地南側の民地との敷地境界部等においては、騒音、砂埃などの影響を抑制するため、中高木による植栽を行います。



図 富来中の校章
https://www.town.shika.lg.jp/j-togi/gakkou_anna/gakkou_anna.html



写真 町花「ハマナス」

<https://www.town.shika.lg.jp/soumu/chominkensho.html>



写真 旧富来町木「モチノキ」

(4) 形態・色彩等景観計画

- ・整備後長期にわたり地域と共存し、周辺の景観との調和を図るため、奇抜なデザインや色彩の採用は避け、親しみが感じられ、地域の誇りとなるようなデザイン等に配慮します。
- ・室内や外壁等に用いる色彩については、落ち着いた色調を基本としながら、アクセントカラー等を有効に活用し、サイン効果や演出効果を高めます。
- ・近接する日本小貝三大名所の一つである増穂海岸に流れ着く「さくら貝」は、幸せを呼ぶ貝として親しまれており、そのやさしいピンク色や貝殻は、富来地域の個性であることから色彩や素材への活用を検討します。
- ・別名能登富士と呼ばれる高爪山の麓の大福寺で採取される「大福寺石」は、以前は家の土台や神社の鳥居、さらに火に強いことから蔵や囲炉裏に使われ、またその加工品がふるさと納税の返礼品に採用されるなど、身近な素材であることから、利用を検討します。



写真 地域らしさが感じられる色彩や素材（左：さくら貝、右：大福寺石の加工品）

https://www.town.shika.lg.jp/kankou/photo/natural_scenery/sakura_kai.html

<https://shika-guide.jp/gift/567/>

(5) 給排水計画

- ・給水について、受水槽は学習・生活等において使用する水の量を児童生徒数、教職員数等に応じて適切な容量を設定するとともに、災害発生時における当該施設への避難者想定人数（約 200 人）及び職員が3日間避難可能な給水量の確保を図ります。
- ・受水槽は耐災害及び耐候性のある素材とし、断水時にも受水槽内の水を比較的容易に使用できるよう、適切な位置に設置します。
- ・飲料水用の水槽の設置については、衛生管理を行いやすいよう位置を適切に選定し、周囲に管理作業上必要な動作空間を確保します。
- ・屋外における教育活動の実施を考慮し、必要に応じ普通教室、特別教室前のテラス等への水栓の設置について検討します。
- ・排水については、排出される污水、雑排水等を考慮して適切な容量の浄化槽等を設置するとともに、十分な衛生管理を図ります。
- ・校庭について、集中豪雨時等において局地的な出水による周辺住宅地や農地等への影響を与えないよう、雨水貯水・浸透機能を確保します。

(6) 防犯・防災計画

- ・防犯に関しては、防犯監視システムの導入を図るとともに、緊急事態発生時の通報装置の設置、連絡システム、防犯体制等の構築を図ります。また、学校施設を地域住民等に開放する際には、非開放部分に部外者が立ち入れないように措置を講じます。
- ・防災に関しては、自動火災報知設備、火災警報装置、屋内消火栓設備、避難器具、避難設備等を建物の規模に応じ適切に設置します。
- ・夜間における安全性を確保するため、門やアプローチ、敷地・道路境界部等の適切な位置に、適切な間隔で外灯の設置を検討します。
- ・外灯を設置する場合は、省エネルギー対策や近隣住宅への影響に留意します。

(7) 環境配慮計画

- ・SDGs への貢献をはじめ持続可能な環境に配慮したエコスクールを目指します。
- ・環境への配慮、エネルギーコストの削減、非常時の備えなどに効果的なオフグリッド*の考え方を積極的に取り入れるなど、持続可能な施設の実現を目指します。
- ・持続可能な学校施設とし、カーボンニュートラル社会の実現に寄与するため、照明器具の高効率化、外皮（外壁、屋根等）や開口部（窓等）高断熱化、日射遮蔽、空調設備の高効率化及び太陽光発電設備の導入など ZEB 化*を推進します。
- ・クール・ヒートトレンチ*など、外気に比べて夏涼しく、冬暖かい地中熱を利用して行う空調システムを導入するなど、機械的な空調のみに頼らない空調管理を検討します。
- ・木材の使用は、地球温暖化防止に貢献するほか、やわらかで温かみのある感触、高い吸湿性などの優れた性質を有することから、内装等にできる限り県産材を使用するなど、脱炭素社会の実現に資するよう「木の学校づくり」を目指します。
- ・比較的海に近い場所に位置する計画地の立地特性を踏まえ、外装材や屋根材は塩害等耐候性に優れた素材を使用するなど、施設の長寿命化を目指します。

(*)オフグリッド : 電力会社の送電網（グリッド）に依存せず、独立して確保すること。メリットがある一方、電力の不安定さ、コスト高などデメリットも挙げられる。

(*)ZEB 化 : Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

(*)クール・ヒートトレンチ : 外気を地上の取り入れ口から取り込み、床下のトレンチという細長い溝（ほり）を通し、地中熱との温度差を利用し夏は涼しく、冬は暖かい空気を居室に供給するシステムのこと。

(8) バリアフリー計画

- ・障がいのある児童生徒も支障なく安心して学校生活を送ることができるよう、かつ、富来地域避難拠点施設は、多様な市民の避難場所として重要な役割を担うことから、施設内のバリアフリー化を図ります。
- ・校舎及び富来地域避難拠点施設内へのエレベータの設置をはじめ、段差の解消、多目的（多機能）トイレの確保、また、色彩計画やサイン計画に対しても心理的なバリアフリー化を進め、インクルーシブな環境の整備を図ります。

（９）その他設備関連計画

多様な学習及び生活の諸活動等において、児童生徒の快適で清潔な環境を確保するため、照明設備、電力設備、情報通信設備、給排水設備、空調設備等必要な設備を適切に配置します。

①照明設備

- ・照明設備については、諸室の利用内容、利用時間等に応じ必要な照度を確保するとともに、省エネルギーに配慮した方式、器具等を選定します。

②電力設備

- ・校舎への避難者想定人数（約 200 人）及び職員等が3日間避難可能な電力の確保を図ります。
- ・電力設備については、電力を使用する教育機器等の種類や数等に応じた受変電設備を冠水することのない場所に設置します。また、コンセントは、十分な数を確保するとともに、使いやすい位置に漏電の防止等安全性に配慮しつつ適切に設置します。
- ・太陽光発電設備など、積極的に再生可能エネルギーの導入を図り、エネルギー消費量やCO₂排出量等を表示するモニターを設置するなど、環境学習にも活用します。

③情報通信設備

- ・情報通信設備については、必要な映像系、音声系、情報系設備を適切に設置します。特に情報系設備は高度情報化への対応に十分配慮します。

④空調設備

- ・空調設備については、校舎内、富来地域避難拠点施設内など、必要な諸室に設置するとともに、効率的な管理を行うため適切に系統を区分して設置します。

⑤ガス設備

- ・敷地内に LP ガスバルクタンク（地上式）を設置し、各必要箇所に LP ガスを供給します。
- ・ガスヒートポンプ式パッケージ空調屋外機へガスを供給します。
- ・調理室のガス機器及びガス式給湯器へガスを供給します。

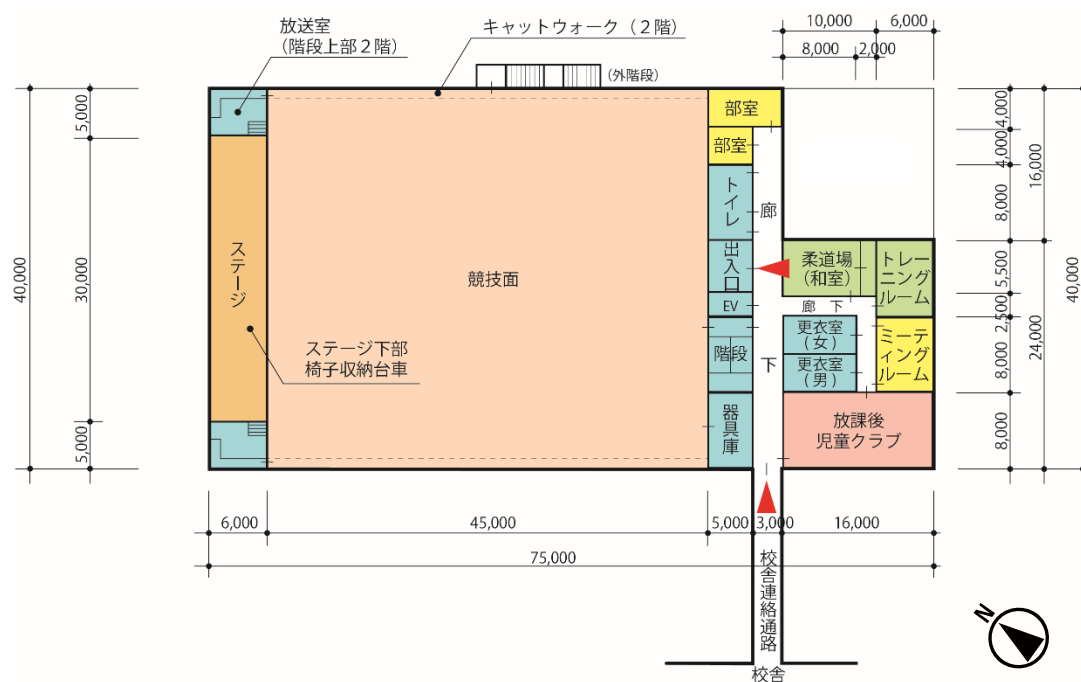
2) 屋内運動場

階	床面積	備 考
1 階	約 2,740 m ²	避難拠点施設
2 階	約 2,760 m ²	屋内運動場（放送室含む）
合 計	約 5,500 m ²	校舎連絡通路含まず

1 階:避難拠点施設想定規模



2階:屋内運動場計画平面図



※上図の各室の配置、形状、規模等は今後基本設計の段階で変更する場合があります。

図 基本計画図（屋内運動場）

(2) 施設配置・動線計画図

前項までに整理した内容を踏まえ、義務教育学校及び富来地域避難拠点施設の施設配置及び動線計画を以下に示します。



図 施設配置計画図

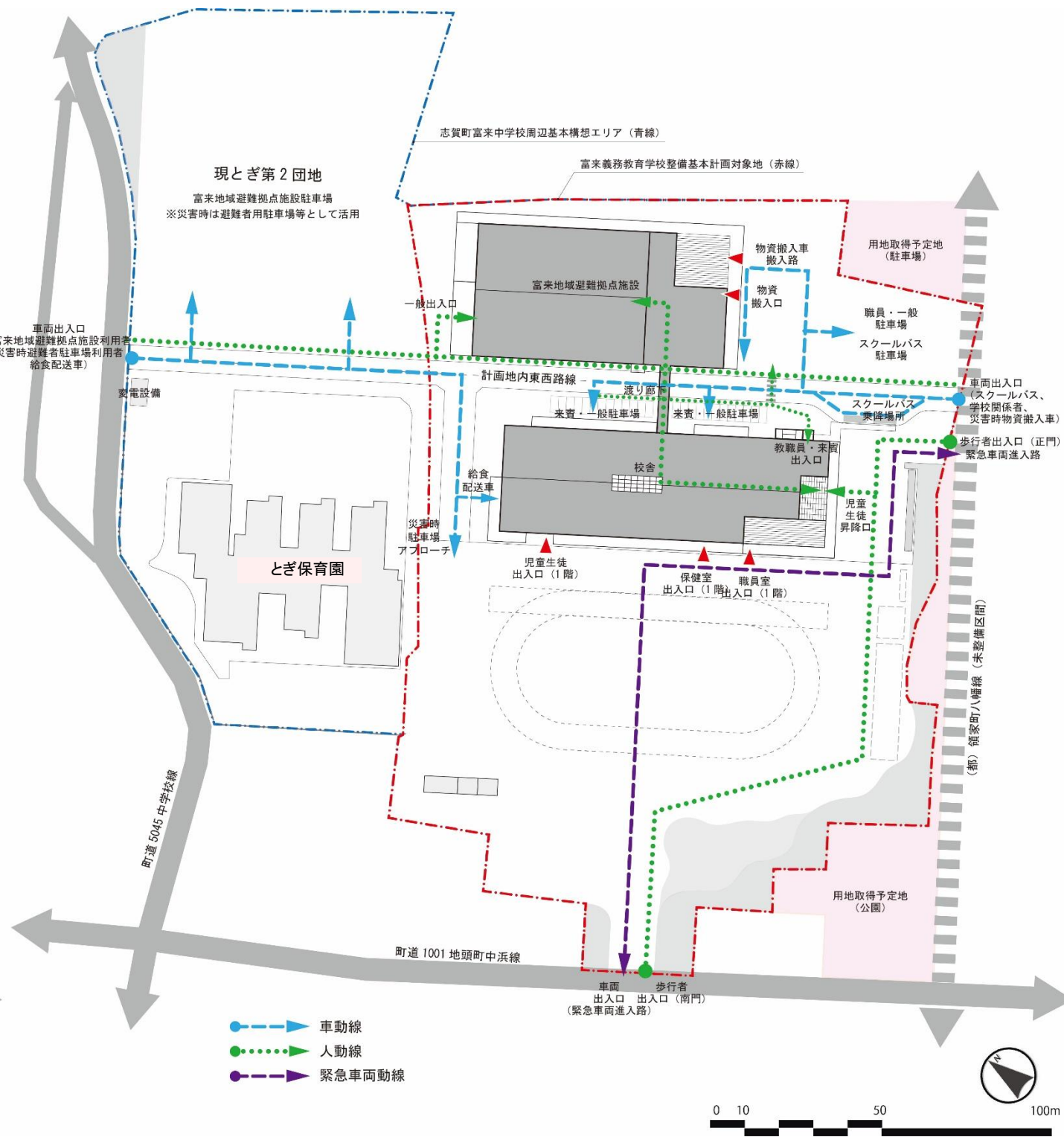


図 動線計画図

第7章 概算事業費及び整備手法

7-1 概算事業費等（令和7年10月時点）

（1）概算事業費

施設整備計画に基づく本計画上の施設整備に係る概算事業費を試算します。

試算の結果、校舎、屋外運動場（外構含む）の工事費、設計費の合計は、約36.3億円、既存校舎の解体費を加えると、総事業費は約38.6億円と見込まれます。

ここに示す概算事業費は、本計画で検討した建築規模を基にしたものであり、今後実施する施設設計等において詳細な検討を行い、あらためて事業費の算定を行うものとします。

表 概算事業費の試算

項 目	設定単価	金 額	備 考
①校舎	50万円/㎡	約27.8億円	・RC造・2階建て ・床面積：約5,560㎡ ・ZEB Ready対応、内装木質化、オフグリッド化
②屋外運動場・外構等	3万円/㎡	約5.7億円	・約18,985㎡ ・校庭面（土系舗装）、運動施設・遊具一式、体育・倉庫・部室、オープンスペース、排水施設等含む ・義務教育学校周辺の外構部含む
③設計・監理費	—	約2.8億円	・校舎新築事業費の10% ・基本設計、実施設計、工事監理含む
小 計		約36.3億円	①+②+③
④解体費	3万円/㎡	約2.3億円	・延床面積：約7,600㎡ ・既存校舎、体育館、格技場等
合 計		約38.6億円	①+②+③+④

※金額は計画規模や整備費単価事例等を基に試算した概算値

※屋内運動場、避難拠点施設、計画地内東西路線の事業費は別途「富来地域避難拠点施設整備基本計画」参照

※今後の資材や人件費等の物価高騰の影響により金額変動の可能性あり

（2）財源等

本計画に係る事業において、活用の可能性のある補助金等を以下に整理します。

表 補助金等のメニュー一覧

補助金等	概要（諸条件等）
公立学校施設整備費負担金	負担率 原則 1/2
過疎対策事業債	—
学校教育施設等整備事業債	—

7-2 整備手法

(1) 整備手法の整理

施設の整備・維持管理にあたっては、一般的には「従来方式（公設公営方式）」、「DB（デザインビルド）方式」、「PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）方式（BTO方式、BOT方式、BOO方式）※」があります。

公立学校の管理者は、基本的には地方公共団体が担うこととなっており（学校教育法第5条）、民間事業者が学校の管理者にはなれないため、上記のうち、BOT方式及びBOO方式は整備手法から除外します。

表 整備手法の整理

整備手法	概 要	土地購入 ／所有	資金調達	維持管理 期間の 所有権	設計・建 設業務の 発注元	維持管理 の 実施主体
①従来方式 (公設公営方式)	・公共が自ら資金を調達し、設計、建設、維持管理は公共が民間事業者に分離発注する方式	公	公	公	公	公 (+民)*
②DB方式	・公共が自ら資金を調達し、設計・建設を公共が民間事業者に請負・委託で一括発注する方式	公	公	公	公	公 (+民)*
③PFI方式 (BTO方式)	・民間事業者が自ら資金を調達した上、設計・建設し、施設完成直後に公共に施設を移転し、民間事業者が維持管理を行う方式 ・SPC*が一括して業務を実施	公	民	公	民	公 (+民)*

* BTO方式：民間事業者が施設を建設し、施設完成直後に公共に所有権を移転し、民間事業者が維持管理及び運営を行う方式。ビルド・トランスファー・オペレーターの略。

BOT方式：民間事業者が施設を建設し、維持管理及び運営し、事業終了後に公共に施設所有権を移転する方式。ビルド・オペレート・トランスファーの略。

BOO方式：民間事業者が施設を建設し、維持管理及び運営をするが、公共への所有権移転を行わない方式。ビルド・オペレート・オウンの略。

SPC (Special Purpose Company)：特定の事業の実行を目的として設立される会社（特別目的会社）。事業によるリスクから設立元の会社を分離、あるいは設立元の会社の倒産から事業を分割する役割があります。

(+民)：学校施設であるため管理・運営は公共が行うが、施設の維持管理（点検・保全等）を民間に委託する場合。

(2) 整備手法の検討

前項で整理した整備手法について、メリット・デメリットを以下に整理し、本計画における最適な整備手法を検討します。

表 整備手法のメリット・デメリット

整備手法	①従来方式 (公設公営方式)	②DB方式	③PFI方式(BTO方式)
メリット	・町が事業主体であるため、意向の反映や政策変更に係る裁量を確保することができる。 ・設計成果に基づき、工事仕様を確定させてから工事発注をすることができる。	・設計と施工を一括発注することで、施工者のノウハウの活用により、設計・施工の合理化と品質向上が期待できる。	・DB方式と同様に施工者のノウハウの活用により、設計・施工の合理化と品質向上が期待できる。 ・割賦方式による支払いとなるため、町の財政負担を事業期間内で平準化できる。
デメリット	・民間事業者の活力を発揮することができないため、サービス水準向上、効率的な事業実施による町の負担額削減は期待できない。 ・建設費は引き渡しまでに一括での支払いとなるため、町の財政負担が大きい。	・設計未実施の段階で設計と施工を同時に発注するため、発注者が求める機能・性能及び施工上の制約等を契約の条件として提示する必要があり、事業者選定までに時間を要する。 ・建設費は引き渡しまでに一括での支払いとなるため、町の財政負担が大きい。	・公立学校施設のPFI事業の場合、学校施設の運営自体はPFI事業者の業務対象外となるため、VFM(Value for Money)があまり大きくならない傾向がある。 ・事業期間が長期にわたるため、環境変化(児童生徒数の減少、教育環境の変化等)に対するリスク検討が必要となる。

上記のメリット・デメリットを踏まえ、本計画における整備手法は、事業期間や教育環境等の変化への対応力等から「従来方式」が適切であると考えられます。

第8章 整備スケジュール

(1) 施設の整備手順

本計画においては、現富来中学校敷地を活用して新たな校舎等を建設することから、既存施設の解体を伴う工程が必要になります。

よって、工程に関し以下の点に配慮するものとします。

- 現校舎及び体育館等の既存施設を新校舎及び屋内運動場が完成するまで現状のまま利用すること。
- メインアプローチとなる（都）領家町八幡線をできる限り早期に整備すること。
- とぎ第2団地の敷地利用については、当該団地の居住者への影響を最小限にすること。



※ここに示す整備手順は本計画策定時点でのイメージであり、今後、設計段階において具体化していくものとします。

図 施設の整備手順イメージ

(2) 整備スケジュール

本計画策定後の整備スケジュールを下表の通り想定します。

	令和7年度		令和8年度				令和9年度				令和10年度				令和11年度				
	R7.10	R8.1	R8.4	R8.7	R8.10	R9.1	R9.4	R9.7	R9.10	R10.1	R10.4	R10.7	R10.10	R11.1	R11.4	R11.7	R11.10	R12.1	
					step 1							step 2				step 3			
基本設計・実施設計		基本設計		実施設計		(※ただし、避難拠点施設の実施設計は、9月末完了予定)													
富来地域避難拠点施設新築工事					新築工事(18か月)														
富来義務教育学校新築工事								新築工事(18か月)								令和11年4月 開校予定			
開校準備等														引っ越し					
旧校舎解体工事														解体工事(6か月)					
グラウンド・外構整備工事																グラウンド・外構工事(8か月)			
都市計画道路領家町八幡線整備工事				道路工事(16か月)								舗装工事(6か月)							